

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

石山寺増改築工事の財政と銭貨

さかえはらとわお  
栄原永遠男

Discussion Paper No. 2004-J-18

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 日本橋郵便局私書箱 30 号

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

## 石山寺増改築工事の財政と銭貨

さかえはら と わ お\*  
栄原永遠男\*

### 要 旨

古代における銭貨流通を、政策意図ではなく、その実態において明らかにすることは、史料の関係でかなり困難である。本稿は、そうした中で、古代の文献史料を用いてその具体的状況を浮かび上がらせる試みである。古代の文献史料の中でそのようなことが可能なのは、正倉院文書しかない。正倉院文書は、多様な文書群から成り立っているが、今回取りあげたのは、そのうち造石山寺所文書の一群である。

造石山寺所文書は、天平宝字 5~6(761~2)年に行われた石山寺の増改築工事に関するさまざまな帳簿や文書からなるが、そのうち「造石山院所解(秋季告朔)」「造寺料 銭用帳」「米売価 銭用帳」「雑物収納帳」や山作所関係帳簿には、銭貨の供給や、銭貨を用いた売買が行われていたことが記されている。

その状況をさらに分析すると、造石山寺所があった勢多(瀬田)付近には国府市があり、勢多荘も存在し、この3者を中心に、かなり銭貨が流通していた状況を知ることができる。また、この造営工事によって引き起こされた物資や人間の移動により、勢多地域以外の近江国内にも銭貨が普及していったことを推定することができる。

キーワード：銭貨流通 正倉院文書 石山寺 造石山寺所 山作所  
勢多(瀬田) 国府市

JEL classification: N25

\*大阪市立大学大学院文学研究科教授 (E-mail: sakaehar@lit.osaka-cu.ac.jp)

本稿で示されている意見およびあり得べき誤りはすべて筆者に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

## 目 次

1. はじめに .....	1
2. 「造石山院所解」(秋季告朔)の分析 .....	3
(1) 史料の性格と提示 .....	3
(2) 銭貨収入 .....	7
(3) 銭貨支出 .....	8
(4) 物品の入手 .....	10
3. 「造寺料銭用帳」の分析 .....	18
(1) 銭貨による購入の実態 .....	18
(2) 費目の流用 .....	21
4. 「米売価銭用帳」の分析 .....	24
(1) 米売価による米購入 .....	24
(2) 勢多荘の関与 .....	27
5. 「雑物収納帳」の分析 .....	28
(1) 銭貨の供給元 .....	28
(2) 上院からの供給 .....	29
6. 山作所と銭貨 .....	30
(1) 告朔解案 .....	30
(2) 雑材并桧皮和炭納帳 .....	35
7. むすび .....	39

## 1.はじめに

古代における錢貨関係の文献史料の中では、正倉院文書が質量ともに他を圧倒している。これをどう使いこなすかが、文献史料による貨幣研究・錢貨研究の一つの重要なポイントである。

正倉院文書は、いろいろな種類の文書群の集合体である。その中に中倉<sup>ちゆうそう</sup>文書<sup>もんじょ</sup>が含まれているが、これが正倉院文書のかなりの部分を占めている。中倉文書の中身も雑多であるが、主として写経所<sup>しゃきょうじょ</sup>関係文書と造石山寺所<sup>ぞういしやまじしよ</sup>関係文書の2グループに大別される。そのそれぞれについて、かなりの量の錢貨関係史料を含んでいるが、本稿では、そのうちの造石山寺所関係文書のグループを対象を限定することとする。

造石山寺所関係文書は、正倉院文書のつねとして、多くの断簡に切断、分離された状態で現存している。したがって、研究を進めていくための前提として、各断簡の接続関係の確認や、それにもとづく帳簿類の復元が必要不可欠となる。その作業にはかなりの時間と労力を要するが、幸いにも、すでに福山<sup>ふくやま</sup>敏男<sup>としお</sup><sup>おかふじよしたか</sup><sup>1</sup>、岡藤良敬<sup>2</sup>によって、ほぼ基礎的な研究は成し遂げられていると見てよい。また、正倉院文書の原本調査のデータが公表されており<sup>3</sup>、それによって両人の成果をほぼ追認することができる。したがって、細部については問題が残っているが、大枠については、この二人の仕事を参照してさしつかえないと考える<sup>4</sup>。

この基礎のうえに立って、造石山寺所関係文書を用いて、かなりの研究がなされてきている。まず、天平宝字 5～6(761～2)年における石山寺そのものの増

---

<sup>1</sup> 福山敏男、「奈良朝に於ける石山寺の造営」、『日本建築史の研究』、桑名文星堂、1943年10月。

<sup>2</sup> 岡藤良敬、『日本古代造営史料の復原研究—造石山寺所関係文書—』、法政大学出版社、1985年3月。同、『造石山寺所関係文書・史料編』、『福岡大学研究所報(人文科学)』100、1987年3月。

<sup>3</sup> 東京大学史料編纂所編『正倉院文書目録』一 正集(1987年3月)、二 続修(1988年3月)、三 続修後集(1994年5月)、四 続修別集(1999年3月)。宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』1～14(1988年5月～2001年8月)。

<sup>4</sup> 造石山寺所関係文書の研究は、福山敏男・岡藤良敬の2先駆者の後を受けて、山本幸男によってさらに進められている。山本幸男、「造石山寺所の帳簿に使用された反故文書」、皆川完一編『古代中世史料学研究』上、吉川弘文館、1998年10月。山本幸男、「造石山所の帳簿(上)～(下)―筆蹟の観察と記帳作業の検討―」、『相愛大学研究論集』14-1、14-2、15-1 1997年10月～1998年10月。

改築工事の具体的な進行過程が、かなり詳細に明らかにされている<sup>5</sup>。

つぎに、造石山寺所と契約関係を結んで、工賃を受け取って仕事をする様工<sup>ようこう</sup>という労働者集団がいたが、その労働実態、契約内容の研究がある<sup>6</sup>。それから非常に多くの雇用労働力が使われていたが、その雇用労働力の実態に関する研究も行われている。この工事には、徴発による無償労働力も大量に投入されたが、その実態と雇用労働力との関係の研究もある<sup>7</sup>。

また、造石山寺所関係文書の中には、石山寺の増改築に必要な材木を確保するために、現在の信楽地方にあった建物を購入し、それを解体して石山まで運んでくることに関する一連の関係史料がある。この件については、非常に複雑な経緯をたどっており、どこでどのように筏に組んで流して石山まで運んだか、その契約関係はどのようなものであったのかなど、かなり詳細なことまで解明されている<sup>8</sup>。さらに、輸送手段として車を多用しているが、運搬手段の研究もまた行われている<sup>9</sup>。

天平宝字5年(761)に孝謙太上天皇が勅を出し、石山寺の増改築現場の技術者を動員して、鏡を鑄造させたが、造石山寺所関係文書にはそれに関する一連の史料も含まれており、その研究も進んでいる<sup>10</sup>。具体的には、鏡鑄造の財源の一部に、東大寺が近江国愛智郡に持っていた封戸からの収入を充てたが、その封戸物の取り立てに関する史料による研究が行われている<sup>11</sup>。また、石山

---

<sup>5</sup> 注1、2に同じ。

<sup>6</sup> 直木孝次郎、「様工に関する一考察」『続日本紀研究』9-12、1962年12月。同、「様工と浮浪」『続日本紀研究』10-2・3、1963年3月。浅香年木、「様工とその長に関する一考察」、『史元』5、1967年11月。米倉久子、「様工試論—羽栗大山等の仕事を中心に—」、『福岡大学大学院論集』26-1、1994年8月。

<sup>7</sup> 彌永貞三、「仕丁の研究」『史学雑誌』60-4 1951年4月。田中仁、「石山寺造営における雇傭労働力について」、『史朋』10、1975年3月。櫛木謙周、「律令制下における役丁養制度—仕丁・衛士を中心に—」、『富山大学人文学部紀要』8、1984年2月。

<sup>8</sup> 松原弘宣、「奈良時代における材木運漕—宇治司所と信楽殿壊運所を中心にして—」『続日本紀研究』184 1976年4月。松平年一、「石山院用材運漕に活躍する桴師」、『日本歴史』342、1976年11月。岡藤良敬、「信楽板殿壊運漕の経過と経費」『福岡大学人文論叢』25-3 1993年12月。大橋信彌、「信楽殿壊運所について—天平末年の石山寺造営の背景—」、佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の祭祀と仏教』、吉川弘文館、1995年3月。岡藤良敬、「信楽板殿関係史料の検討—壊運漕費の「残務整理」—」、皆川完一編『古代中世史料学研究』上、吉川弘文館、1998年10月。

<sup>9</sup> 森田悌、「古代の車についての小考」『続日本紀研究』165 1973年2月。

<sup>10</sup> 齊藤孝、「孝謙太上天皇勅願鏡について」『史泉』16・17 1959年12月。中野政樹、「正倉院文書「東大寺鑄鏡用度注文案」について(一)(二)」『MUSEUM』190、192、1967年1月、3月。

<sup>11</sup> 西洋子、「造石山寺所解移牒符案の復原について—近江国愛智郡司東大寺封租米進上解案をめぐって—」、関晃先生古稀記念会編『律令国家の構造』、1989年1月。北條秀樹、「愛

寺に供えるための大般若経の写経事業が並行して行われていたが、その研究も行われてきた<sup>12</sup>。

しかし、これらを振り返ってみると、流通関係一般にふれた仕事はあるにはあるが<sup>13</sup>、十分でなく、銭貨の流通そのものに焦点をあてた研究はまだない。この点に着目して、銭貨流通の実態を造石山寺所関係文書によって解明することが、本稿のめざすところである。

この工事によって、大量の物資と多数の人員の流動が引き起こされたが、それに銭貨がどのように関連していたのか、銭貨はこの流動にどのような役割を果たしていたのか、銭貨流通の状況はどうであったのか。これらを史料の中から探っていきたい。なお、関係地名の位置関係を把握する便宜のために、福山敏男作成の図<sup>14</sup>を補訂して収録する(図1)。

## 2.「造石山院所解」(秋季告朔)の分析

### (1)史料の性格と提示

「造石山院所解(造石山院所解(案))」<sup>15</sup>(通称、秋季告朔)<sup>16</sup>は、造石山寺所(造石山院所ともいう)が担当した石山寺の増改築工事の最終決算報告書の控えである。冒頭1行目に「用紙卅四張」とある。当時の1紙の平均的な左右幅は、約50～50数センチであるから、全体で20メートル以上の非常に長大な巻物であったことになる。

ところが、現在は非常に多くの断簡に断断された状態で残っているので、その復元を行うことが、研究の前提条件なのである。この点については、前述のように、福山敏男、岡藤良敬によって、かなりの程度まで行われているので、その成果にもとづいて、ただちに内容の検討に進みたい。以下、必要な箇所をいくつかに分けて提示することとする。

---

智郡封租米輸納をめぐる社会構成」、『日本歴史』331、1975年12月。

<sup>12</sup> 柴原永遠男、「奉写大般若経所の写経事業と財政」、『追手門学院大学文学部紀要』14、1980年12月。横田拓実、「奈良時代における石山寺の造営と大般若経書写」、石山寺文化財総合調査団編『石山寺の研究』一切経編、1978年3月。

<sup>13</sup> 松原弘宣、「東大寺領勢多庄をめぐる」『日本歴史』344、1977年1月。鷲森浩幸、「八世紀の流通経済と王権一難波と勢多一」、荒木敏夫編『古代王権と交流』5、1994年12月。

<sup>14</sup> 注1論文「第一八図 石山寺造営に関する略地図」を補筆修正。

<sup>15</sup> 以下、「」で示す文書名は、『大日本古文書(編年)』の命名である。また、()内に併記するものは、注3目録の命名である。

<sup>16</sup> この帳簿は、多くの断簡に分離しており、それぞれ「造石山院所用度帳」「造石山寺料銭用帳」「造石山院所解案」「造石山院所解」等の名称が付けられている。その復元については、岡藤良敬注2著書による。

さて、この秋季告朔は、冒頭の約 4～5 紙分の傷みが激しい。これは、この告朔解案が、もとは左から右に巻かれており、冒頭部分がいちばん外側になっていたためである。そのため、外側がもっとも傷んでいるのである。

ところが、錢貨に関する決算は、その部分に記されていた。したがって、もっとも知りたい部分が、もっとも破損が激しいという、本稿にとって厳しい状況にあるのである。しかし、断片的に文字が残っている部分もあるので、その部分を手がかりにすれば、多少の検討は可能である。

[史料①]

- 1 [ ] 等事 用紙冊四張
- 2 [ ] 捌貫玖伯伍拾文
- 3 [ ] 廿八貫請奈良司
- 4 [ ] 貫 [ ] 年十壹月十四日
- 5 [ ]
- 6 [ ] 十五貫三月十六日
- 7 [ ] 月九日
- 8 [ ] 日
- 9 [ ]
- 10 [ ] 年料租米内五石五斗
- 11 [ ] 石別一貫
- 12 [ ]
- 13 [ ]
- 14 [ ] 百廿二 [ ] 四百卅二人功
- 15 [ ] 三貫九百廿六文山作工八百十七人半功
- 16 [ ] 貫八百八十三文田上鑑懸山作工六百卅八人半
- 17 [ ]
- 18 [ ] 作工一百□□□人功<sup>(六十七カ)</sup>
- 19 [ ] 十四人半功
- 20 [ ]
- 21 [ ] 廿人功<sup>人別壹文</sup>



- 22  人別十六文 十人別十四文  
人別十文
- 23  物桴工功食料
- 24  宇治橋本功食料
- 25  本□□泉津功食料
- 26  百八十六文雇夫并女三千六百九十三人半功
- 27  五百八十六文山作夫壹千四百五十人半功
- 28  田上山作夫壹千二百十三人半功
- 29
- 30  買山作夫二百卅七人功
- 31
- 32  十三人功
- 33  五人功
- 34
- 35  □人別五文  
六人別四文
- 36  四   別五文  
\*「六」  
廿□人別四文
- 37  百卅五文買食物価
- 38  二百六十九文買米六十六斛四斗二升
- 39  直  斤別六文
- 40  壹百斤二両直  八十九斤々別五文  
十壹斤々別四文
- 41  升直  升別三文
- 42      (五百四十文カ) 買水葱壹百卅五把直  七十二把壹文別四把  
六十三把壹文別三把
- 43   卅六文買茄子八斗四升直  (三百) 升別四文
- 44       (二貫五百七十八文カ) 買粉酒二斛六斗四升直  二石二升々別十文  
六斗二升々別九文
- 45  買雜物価
- 46  両別八文
- 47
- 48
- 49  人別二張



74 [ ] 山作并足庭用如件

75 [ ] <sup>\*「廿文」</sup>卅五文買信樂殿価并壞運夫等功食功料 <sup>(マヽ)</sup>

## (2) 錢貨収入

まず、1 行目は冒頭の事書きである。かなり欠落しているが、福山は「造石山院所解 申請用錢并雜物等事」と復元しているが、それで妥当である。

2 行目には [ ] 8 貫 950 文とあるので、いちばん最初の項目として錢貨が取りあげられていることがわかる。

3 行目に「奈良司より請く」とある。これは、ある金額を、造石山寺所が「奈良司」すなわち上級官庁である造東大寺司<sup>ぞうとうだいじし</sup>から、現金で受けとった記載である。3 行目の上部が欠落しているために、下 2 桁の 28 貫しかわからないが、造石山寺所は、3 桁の錢貨を造東大寺司から受けとっていたことが推測される。なお、支給者を造東大寺司とする点については、後述したい。

それにつづく 4~8 行目の部分には日付が記されているので、造東大寺司から何回かに分けて錢貨の支給を受けたことを示している。9 行目もおそらく同様であろう。

では、錢貨の収入は、造東大寺司からの供給のみかという点、どうもそうではなかったらしい。というのは、10 行目に「 [ ] 年料租米内五石五斗」とあるからである。

この「租米<sup>そまい</sup>」とは、おそらく先述の愛智郡にあった封戸から租として徴収された米のことであろう。11 行目に「石別一貫」とあるのは、10 行目の内訳と見られるから、租米は売却されて換金されたのである。

このように、錢貨の項目に租米が出てくるのは、租米を換金した錢貨を財源として使ったためであった。また、「内」とあるので、換金されたのは租米の一部であった。すなわちこの 10 行目は、租米のうちの 5 石 5 斗を売却して錢貨に換えたということを記録しているのである。

本稿の立場からすると、この租米売却が、どこでどのようにして行われたかが重要である。しかし、「造石山院所解」では、残念ながらその点は明らかにならない。

以上によると、造石山寺所の錢貨財源は、造東大寺司からの現金送金だけではなく、租米の売却代金もあったということが出来る。それ以外の錢貨財源がもしあったとすれば、それは 12 行目、13 行目に記載されていたはずである。

しかし、残念ながら両行とも欠落しているので、その他の銭貨収入があったかどうかは不明とせざるを得ない。

### (3) 銭貨支出

次に、銭貨の記載は支出項目に移るが、まず問題なのは、どこまでが収入項目の記載で、どこからが銭貨支出の記載なのか、その変換点がよくわからないということである。14 行目以降は、「工」と「夫」に対する賃金の項目であるから、すでに銭貨支出記載に入っている。

後掲するように、福山は 14 行目を木工に対する功銭の合計項目と見ており、また、21、22 行目は、木工と同格の位置づけにあるひわだぶきこう・どこうの項であるとしている。これらは妥当であると考えられる。そうすると、14、21、22 行目の各項を総括する記載が 13 行目になければならないことになる。

さらに、次に述べる銭貨支出記載全体の構造によると、13 行目に想定される記載は、各地に設定されていたさんさくしよと造営工事現場であるあしぼ足庭に関する総括にとどまり、買信楽殿壊運(信楽にあった建物を購入し、それを解体して運ぶ)に関する銭貨支出を含んでいない。そうすると、この両者を含む銭貨支出の全体を総括する記載が、13 行目の前にさらにあったことになる。これによると、12 行目から銭貨支出の記載に移行したと推定されることになる。

銭貨支出記載の全体構造を認識するためには、74 行目の「山作并足庭用如件」という記載に注目する必要がある。この記載は、「～如件」とあるので、それ以前のことを受けているはずである。そうすると、それ以前のこと(12～73 行目)とは、山作所と足庭とに関わることであったことになる。ところが、その次の 75 行目には「廿文買信楽殿価并壊運夫等食功料」(訂正後の記載)とある。したがって、これ以下は、買信楽殿の壊運に関する記載であることになる。すなわち、74 行目以前とは別の内容なのである。

これらから見て、銭貨支出項目の全体は、山作所ならびに足庭関係の支出

---

<sup>17</sup> 大橋信彌、「甲賀山作所とその川津」『続日本紀研究』278、1992年2月。筒井迪夫、「奈良時代における山作所の管理と労働組織」『東京大学農学部演習林報告』48、1955年3月。筒井迪夫、「平安時代における奈良時代山作所の変質と鎌倉初期における周防杣の成立と活動」『東京大学農学部演習林報告』50、1955年10月。大日方克己、「造石山寺所と儀礼・祭祀・年中行事」『日本歴史』467、1987年4月。

と、買信楽殿壊運関係の支出との大きく 2 項目に分けて記されていたこととなる。このうち後者の買信楽殿壊運の件については、前述のように、これまでにその複雑な経過が明らかにされている。しかし、本稿ではそれには言及せず、山作所と足庭の関係について見ていきたい。

さて、山作所と足庭関係の銭貨支出は、13～73 行目に記されている。そこで、この部分の構成について、簡単に見ておきたい。福山は、14 行目が「木工」の総計記載で、その内訳が 15～18 行目の「山作工」と、19～20 行目の「足庭<sup>たなかみかぎかけ</sup>作工」に対する賃金支給の項目で、さらに前者の内訳が 16、17 行目の田上<sup>たなかみかぎかけ</sup>山作所の木工、18 行目の甲賀<sup>こうが</sup>山作所の木工に関するものであるとしている。

つぎに、福山の復原によると、21 行目が桧皮葺工、22 行目が土工に関するものであるという。また、残存している文字から、23～25 行目が<sup>いかだこう</sup>椶工に関する記載であることがわかる。

26 行目以下は「雇夫并女」の項である。まず 27～31 行目で山作夫について記され、その内訳が 28、29 行目の田上山作所の夫、30、31 行目の甲賀山作所の夫である。さらに、福山復原によると、32～34 行目は足庭作夫、35 行目は堂<sup>どう</sup>童子、36 行目は雇女<sup>こじょ</sup>の記載であるという。

以上につき、福山はそれぞれの額をつぎのように想定している。内訳部分を省略して、つぎにその要点のみを示しておく(各行先頭の数字は、史料Aの行数に対応している。内訳関係を考慮して各行冒頭の位置を整理した。また、各項の内訳は省略)。

14	24 貫 122 文	木工 1432 人功
21	2 貫 200 文	桧皮葺工 269 人功
22	1 貫 34 文	土工 76 人功
23	6 貫 860 文	自石山於奈良漕材 530 物椶工功食料
26 (約 43 貫)	188 文	雇夫并女 3693.5 人功
27	21 貫 586 文	山作夫 1450.5 人功
32	(約 22 貫) 文	足庭作夫 2153 人功
35	274 文	堂童子 56 人功
36	194 文	雇女 34 人功

つぎに、37～44 行目は「買食物価」すなわち食物の購入を記録した部分である。福山は、その総額を約 47 貫と推定している。38～41 行目が米、42 行目が

水葱<sup>なぎ</sup>、43 行目が茄子<sup>なす</sup>、44 行目が粉酒<sup>こなざけ</sup>であり、それぞれその内訳が記されている。

45 行目以下は「買雑物価」すなわち食物以外の雑物の購入記載である。福山の推定によれば、その総額は約 10 貫 600 文である。46～49 行目は不明であるが、50 行目以下に墨(50)、筆(51)、墨繩<sup>すみなわ</sup>(52)、漆(53)、釜(55)、藁(56)と、おそらく椀皮があげられている。椀皮は 58～61 行目に記されている。

さらに 62 行目には「器価」という文字しか見えないが、「買雑器価」の項目であると考えられる。福山は総額を 550 文と推定している。63～68 行目の 2 段にわけて記されている部分が、その内訳である。

69～73 行目の性格ははっきりしないが、「材直」「漕下」(71)、「雇車」(72)、「雇駄」(73)など、材木の購入とその運搬に関する記載のようである。福山は、材木の購入総額を 8 貫 784 文、車賃・駄賃を 1 貫 290 文と算出している。

#### (4) 物品の入手

前項までに、「造石山院所解」(秋季告朔)の銭貨収支に関する記載の構成について検討してきた。それを受けて、つぎに銭貨支出に注目して、銭貨がどのように使用されて造石山寺所から流れ出していったのか、その状況を具体的に検討することとする。

そこで、それぞれの物品について、物品単位にどのようにそれを入手し、どのように使用したかを見ていきたい。秋季告朔の諸物品の用残を記した部分には、それぞれの物品について、納入量、納入方法(購入か否か。後者の場合はどこから供給されたか)、用途と使用量、残額等が詳細に書き上げられている。それを表にしたものが、表 A である。つぎに、そのうちのいくつかの例を挙げておく。

#### [史料②]

1 鍬陸拾口請奈良司<sup>廿口五年十二月十老日  
冊口同月十四日</sup>

(中略)

2 白綿参両<sup>用作温船二隻料</sup>

3 贗布二尺伍寸<sup>用篩白土赤土料</sup> 已上二物買



表 A では、まず「品目」欄に、秋季告朔の用残記載部分にあげられている物品を、その順序に列挙している。つぎに、その各品目について、その供給元もしくは入手方法を、欄ごとにおいて示している。はじめの「買」欄は、購入したことが記されているものである（史料②の 2, 3）。これについて、今はその多さに注意するのみで、詳細は後述する。

つぎに、購入以外の方法で入手した物品（現物入手）について、入手先ごとにその数量を記している。「奈良司・奈良」の欄には、奈良にある造東大寺司から（同 1）、またつぎの「院三綱所」欄には石山寺の三綱から、供給された物品とその数量をそれぞれ記している。造東大寺司と石山寺の財政は、造石山寺所の財政とは別会計になっていた<sup>18</sup>、秋季告朔に、それぞれどこから造石山寺所の会計に振り込まれたかを注記したのである。「大僧都御所」欄は、造営工事の指揮系統のいちばん頂点にいる良弁から、わずかだが布が振り込まれたことを示している<sup>19</sup>（同 4）。

「内裏」欄に見える物品は、すべて「御鏡鑄料」であり（同 7, 8）、孝謙太上天皇が発願して作らせた鏡に関するものである。「小石山」から納入された物品も同様である。この事業は、これだけで独立採算でまとまっているので、以下の考察の対象からは除外する。「木工所」欄は、造東大寺司管下の部署で、そこから供給された物資（蒲花のみ）をあげている。

「田上山」欄は、田上山作所からの物品納入を記録している。これは、現在でも石山の近くに上田上・下田上という地名があり（図 1 参照）、その付近に設定されていた柚すなわち山作所のことである。「(個人)」欄は、供給者が個人名で出てくる場合である。このうち、猪名部枚虫は勢多荘の荘領であるので、彼の名のみえる赤土 5 斗は、勢多荘からの物品納入を意味する。

以上が、現物入手による物品である。これによると、石山寺増改築工事にあたって、関係の所々から納入されるものが多かったことがわかる。これに対して、本稿でとくに注意すべきは、後者の「買」という記載を持っている場合である。これは、その物品を購入したことを示しているので、その代金が銭貨で支

---

<sup>18</sup> 造石山寺所の官司としての性格については、つぎの論文を参照のこと。鷲森浩幸、「天平宝字六年石山寺造営における人事システム—律令制官司の一側面—」、『日本史研究』354、1992年2月。

<sup>19</sup> 良弁と石山寺増改築工事との関係については、福山敏男、「石山寺・保良宮と良弁」『南都仏教』31、1973年12月。鷲森浩幸、「奈良時代における寺院造営と僧—東大寺・石山寺造営を中心に—」『ヒストリア』121、1988年12月。



払われ、造石山寺所から購入先にわたったことを意味する。

これが、造石山寺所の物品入手の中で、どの程度の比重を占めていたのかを見るために、表 A をさらに整理したのが、つぎの表 1 である。

表 1 物資の購入と現物入手

区分	物品名	購入	現物入手
容器など	明櫃	4 合	2 合
	折櫃	3 合	15 合
	麻笥	7 口	8 口
	陶片杯	16 口	10 口
	杓	5 柄	2 柄
	槽	2 口	
	鉄釜	1 口	
	箕	2 舌	
	塙	17 口	
	竈戸	5 口	
	盆	3 口	
	土盤	11 口	
	躰		2 口
	木盤		90 口
	大笥		40 合
	小笥		8 合
	笥杯		40 口
盤代笥		20 口	
用具・資材	租布	1 段 2 丈	20 段
	紙	200 張	200 張
	墨	31 挺	10 挺
	藁	416 捆	29 捆
	桧皮	510 捆	1036 捆
	俵縄	96 了	77 了
	白綿	3 両	
	賞布	2 尺 5 寸	
	鹿毛筆	10 管	
	墨縄	7 条	
	五色幣帛	各 1 丈	
	漆	4 升 1 合	
	鍬		60 口
	阿膠		1 升
	砥		2 顆
	黒葛		150 斤
	葛野席		8 枚
	折薦		8 枚
	畳		5 枚
	蒲花		100 枚
	赤土		5 斗
	針縄		15 了
	和炭		88 石
炭		12 石	

次頁へつづく

表 1 (つづき)

区分	物品名	購入	現物入手
食料	米	90 斛 5 斗 2 升	183 斛 7 斗 8 升
	塩	3 石 3 斗 7 升 9 合 2 夕	6 斗 4 升 9 合 6 夕
	海藻	15 斤	219 斤 10 両
	滑海藻	100 斤 2 両	263 斤 10 両
	菹	4 斗 3 升	2 斛 9 斗
	粉酒	2 石 6 斗 4 升	2 石 3 斗 5 升
	水葱	135 把	
	茄子	8 斗 2 升	
	醬		9 斗
	末醬		2 斛 3 斗 8 升
	酢		6 斗 5 升
	酢滓		2 斛 4 斗
	醬滓		3 斗
	滓醬		8 升 4 合
	漬菜		2 斛

この表 1「物資の購入と現物入手」では、まず、この工事のために入手された諸物資を「容器など」「用具・資材」「食料」に区分した。つぎに、それぞれの区分で、購入と現物入手の両方によるもの、購入によるもの、現物入手によるもの、の順序で配列した。

まず「容器など」では、購入と現物入手の両方で確保している物品には、あかるひつ おりびつ明櫃・折櫃などの木製品と、陶片杯などの陶器の両方が含まれている。また、購入のみの物品と現物入手のみの物品とのあいだに、原材料や製法などでとくに注意するほどの差異はない。その中で、鉄釜に注意したい(前掲史料②の 5)。これは一つだけだが購入しており、鉄器の流通という点から注目すべきことである。

全体として、所々からの納入による現物入手の割合の方が大きいのが、購入による入手もまた、ある程度の数に達している。購入によって容器などが確保されているという事実は、石山周辺でその容器類が流通していたこと、その売買を通じて、石山周辺に銭貨が投入されていったことを示している。

つぎに「用具・資材」については、租布(同 4)・紙・墨・しふ贗布(同 3)・かげひつ鹿毛筆・五色へいはく幣帛などの手工業品が購入されていることに注意したい。これらの物品の生産と流通に注意したい。また、鉄製品の鋏(同 1)がすべて奈良司から現物支給されている点は、前述のように鉄釜が購入されていることと対比して、注意される。鋏がちやうのざつぶつ調雑物の品目であることと関係するかもしれない。

そのほかでは、藁をかなり大量に消費しているが、そのほぼ全額が購入されている。しかし、この購入の実態に関しては、手がかりがない。これに対し

て、桧皮の場合は、興味深い(同 6)。

桧皮については、購入と現物入手の両方の場合がある。それを簡単に整理すると、表 2「桧皮の入手経路」のようになる。

表 2 桧皮の入手経路

買 678 匁→510 匁	令採 1043 匁→1036 匁
168 匁 三雲橋本(抹消)	
414 匁 大石山	300 匁 大石山
96 匁 院中	681 匁 田上山作所
	62 匁→55 匁 甲賀山作所

表 A の「桧皮」の項にも記したように、最初は 678 匁を購入したと記されていたのであるが、その後 510 匁購入したと訂正されている。その理由は、三雲<sup>みくも</sup>橋本<sup>はしもと</sup>で 168 匁を購入したと書いたん書かれて、抹消されているので、その分を差し引いた結果である。採取の方も訂正があるが、これは甲賀山作所の数値が変更されたためである。

購入場所は、大石山 414 匁と院中 96 匁である。これに対して、採取場所は、田上山作所 681 匁、大石山 300 匁、甲賀山作所 55 匁である。ここで注意すべきは、購入は三雲橋本と院中、採取は田上山作所・甲賀山作所・大石山というように、それぞれ別の場所で行われるのが通例であった。

ところが、注意すべきは、大石山のみで、購入と採取の両方が行われている点である。大石山は、石山寺から南に下った所に、現在でも大石という地名が残っている(図 1 参照)。そのあたりに設定された柚である。ここでは、様工<sup>はくりのおおやま</sup>の羽栗大山等が活動していた。後に取り上げる「造石山寺所雑材并桧皮和炭等納帳」(材納帳、史料⑨)によると、現物納入分も購入分も、ともにこの集団が採取したものであったことがわかる。

つぎに「院中」で購入されたとされているが、院中とは造石山院所の中を指す。そこで購入したというのであるから、だれかがそこまで桧皮を運び込んできたものを、造石山寺所が買い付けたことを示している。

最後に「食料」について検討したい。このうち、まず米に注意する必要がある(同 7)。その総額 271 斛 3 斗のうち、90 斛 5 斗 2 升が購入されている。そのうち 66 斛 4 斗 2 升は足庭での購入であった。足庭にだれかが米を運び込んできて、その場で買ったことを示している。また、24 斛 1 斗は、信楽殿壊運関係

での購入であった。

これらの購入による確保に対して、現物による入手は、(1)奈良司(造東大寺司)からの支給分 10 斛 5 斗、(2)愛智郡にあった東大寺の封戸の天平宝字 5 年料の庸米 45 斛 3 斗と、(3)同 4 年料の租米 125 斛 5 斗の徴収の 3 つに分かれている。

この(3)のうち、5 斛 5 斗は、銭貨で納入された。この点は、先に租米のうち 5 石 5 斗が売却されたことを指摘したこと(秋季告朔の引用 10、11)と対応する<sup>20</sup>。この事情は明らかでないが、上記の購入だけでなく、この形でも銭貨が関係している点に注意したい。

主食の米は、購入に頼る部分があったが、現物で入ってくる場合もかなり多かった。これに対して、塩はほぼ全額購入している(同 8)。したがって、米の流通はある程度展開していたが、それだけでなく、塩の流通もかなりあったと見てよからう。

それ以外では、水葱、茄子などは生野菜である。生野菜は長時間をかけて運べないので、近くから調達している。おそらく石山周辺で売っているのを購入するのであろう。それに対して、<sup>みそ</sup>末醬、<sup>ひしほ</sup>醬、酢、酢醬などの発酵食品等々は、保存が利くので、みな奈良から運び込まれており、購入していない。

このように、個々の物品について検討していくと、物品によって入手のあり方に特色があることが浮かび上がってくる。つまり、現物で入手しているもの、購入しているもの、両様で入手しているものなどがあることがわかる。

そこで問題は、造石山寺所が多くの物品を購入によって入手した場合、それをどこで買ったか、ということが重要である。これは非常に興味深い点であるが、同時にわかりにくい点でもある。

この点で参考になる資料が「造石山寺所公文案帳(造石山寺所解移牒符案)」の中に含まれている。この帳簿は、造石山寺所が発行した文書の控えと、他から同所に送られてきた文書を、時系列順に貼り継いで、発信した文書と受け取った文書が一覧できるようにしたもので、非常に長大な帳簿である。冒頭に「<sup>げいちょうふあん</sup>解移牒符案」とあるので、これが当時の呼称である。

これも多くの断簡に寸断されてしまったが、かなりの程度まで復元されている<sup>21</sup>。その中に、つぎの史料③のような文書がある<sup>22</sup>。

<sup>20</sup> ただし秋季告朔 11 では「石別一貫」とあるが、ここでは「石別九百文」となっており、齟齬がある。

<sup>21</sup> 『大日本古文書(編年)』15、16、5 巻に分かれて収録されている。その復元は、岡藤良敬注 2 著書による。

[史料③]

(山脱)  
造石院所解 申可障作物事  
一進上錢壺伯文 漆伍夕許并墨繩等可買価  
右、為塗雜釘、不得此市買求、仍令買、進上如件、

(中略)

右、條事等、附弓削伯万呂、申送如件、以解、

六年六月卅日下  
" "

これは、造石山寺所が造東大寺司に宛てて出した解<sup>げ</sup>で、天平宝字 6(762)年 7 月 2 日付のものである。造石山寺所の案主<sup>あんず</sup>である下道主<sup>しものみちぬし</sup>が、いくつかの問題点を指摘し、上級官庁の判断を仰いだり、また依頼したりしている。

そのうち、引用した部分が、本稿にとってきわめて興味深い内容を持っている。すなわち、下道主は、「此市」(この市)では釘に塗るための漆を買えないので、そちらで買ってほしい、そのために墨繩の代金と合わせて 100 文を進上する、と造東大寺司に書き送っているのである。この史料については、すでに検討したことがあるので<sup>23</sup>、ここでは必要なかぎり述べるにとどめる。

この文書では、造石山寺所の案主が「此市」で買えないと言っている。したがって、「此市」は造石山寺所の周辺にあったはずである。少なくとも漆については、はじめは「此市」で購入しようとしたが、たまたま品不足か値段の関係で入手できなかったと言っているのであるから、普通は「此市」を利用していると見てよいであろう。ここから類推できるのは、造石山寺所が、その周辺にあった市をよく利用している可能性である。では、「此市」はどこにあったのであろうか。

そこで、琵琶湖の南岸部分を拡大した図<sup>24</sup>を参照されたい。古い地籍図を探ると、勢多川の東岸に「市ノ辺」という小字があることが知られる。その位置は、橋脚が発見されて位置が確定した古代の勢多橋のたもと部分にあたる。したがって、おそらくその付近に市がたっていたことが推定できる。それが「此

<sup>22</sup> 「造石山院所解案」(続々修 18ノ3, 15ノ219~220)

<sup>23</sup> 栄原永遠男、「国府交易をめぐる諸問題」、『奈良時代流通経済史の研究』、塙書房、1992年2月。

<sup>24</sup> 栄原永遠男『奈良時代流通経済史の研究』25ページより転載。

市」に相当するのであろう。

この市は、造石山寺所に近いのはもちろんであるが、同時に近江国府にも近接している。古代の各国には、国府の経済活動を支える市が存在しており、それを中心として、国府交易圏が形成されていたと考えられる。私は、この国府交易圏の要になる市を国府市こくふいちと称しているが、以上の近江の「此市」は、その実例であると考えられる。石山寺の増改築工事にあたっては、この国府市が利用されていたのであろう。

その場合、さらに注意したいのは、漆を購入するために準備していたのが銭貨であった、という点である。このことは、「此市」では銭貨が使用されていたことを証している。造石山寺所は、表 A や表 1 に見られるように、多くの物品を購入によって入手していたが、その購入場所の有力な候補地が「此市」であることは、容易に想像することができる。その購入は、秋季告朔に明記されているように、銭貨によって行われていたのである。

これらのことは、「此市」を通して、造石山寺所から大量の銭貨が放出されていたことを意味する。その銭貨は、「此市」から、さらに在地に浸透していったであろう。

しかし、院中や足庭で購入したケースが存在していることは、銭貨が「此市」で使用されただけでなく、院や足庭に桧皮や米を運び込んできたものに対しても支払われたことを示している。それがどのような存在であるのか、手がかりがない。しかし、銭貨は造石山所から石山周辺に次々と放出されていたことは明かである。

そこで、この銭貨放出の状況を、別の史料によって、さらに詳しく検討したい。

### 3. 「造寺料銭用帳」の分析

#### (1) 銭貨による購入の実態

前節では、秋季告朔の分析を行なったが、その結果、石山寺の増改築工事に必要な物品を確保する場合、上級官司である造東大寺司などからの現物の納入とともに、購入によって確保する場合がかなりあることを指摘し、その購入場所等についても言及した。そこでつぎには、この購入がどこで、どのようにして行われたか、という点をさらに考えたい。そのために、「造寺料銭用帳ぞうじりょうせんようちょう (造石山寺所造寺料銭用帳)」<sup>25</sup>という史料を検討の素材とする(史料④、以下、銭用

<sup>25</sup> 「造寺料銭用帳」「造石山院所銭用帳」などの名称で『大日本古文書(編年)』に収録され

帳と称する)。

銭用帳は、造石山寺所の造営工事のために銭貨を支出した記録である。何月何日にどういう目的で、どのくらいの銭貨を支出したかが克明に記録されている。その支出の多くは、さまざまな物品の購入のためであるので、われわれの考察にとって重要な帳簿である。そこで、その内容を整理したのが、表 B である。また、必要部分を引用する(史料④)。

表 B の最上段に、支出項目を「山作所」<sup>ろうこう</sup>「粮功」「買材など」「買雑物」「その他」の 5 項に整理している。最初の「山作所」は、各山作所関係で支出した項目を集めたもので、さらに甲賀山作所関係(つぎの引用史料④(1)、以下同じ)、田上山作所関係(史料④(2))の記載にわけている。

つぎの「粮功」欄には、造営事業に従事した人間の食料の購入、給料の支給に関する項目をまとめている(史料④(3))。様工関係の記載もここに含めている。「買材など」は材木等の購入記載である。材木以外に、建築資材である桧皮、藁もここに含めている。「買雑物」は、それ以外のさまざまな物品の購入に関する記載である(史料④(4))。

なお、銭用帳には、各項の支出銭貨がどのようにして捻出されたかが記されている場合がある。それらを表 B では S「借用」、B「売価」等と表示したが、これについては後述する。

#### [史料④]

(1) 五年十二月廿四日下銭捌貫<sup>新二貫 古六貫</sup>  
右、甲賀山作<sup>レ</sup>附料、橘守金充遣如件、<sup>(弓脱カ)</sup>  
六年正月一日下銭柒貫  
右、山作所領橘守金弓等所、附秦足人、充遣如件、

(2) 十六日下銭五貫  
右、田上山作所附阿刀乙万呂玉作子綿、充遣如件、  
又下銭拾貫<sup>三貫二月三日附玉作子綿 二貫同月卅日附玉作子綿</sup>  
<sup>三貫同月十八日附道豊足 二貫同月廿八日附秦足人</sup>  
右、田上山作所下充銭如件、

(天平宝字 6 年 1 月 8 日条)  
(3) 又下銭参貫陸伯玖拾玖文  
二百八十九文雇工十九人功<sup>三人別十七文 二人別十四文</sup>  
<sup>十四人別十五文</sup>  
三貫三百卅文雇夫

---

ている。岡藤良敬著書(注 2 参照)の復元による。

七十五文雇女十五人功<sup>人別五文</sup>

右、正月并二月上旬以往雇工并夫及雇女等功如件、

(4) 五年十二月廿七日下午錢壹伯玖拾肆文

六十二文幣帛<sup>玉卅二丸直四文 鈴壺口直八文 鏡老面直六文  
色紙二枚直四文 五色各五尺直卅文</sup> 已上山作神祭領充

卅五文紙五十張直 五十文墨廿挺直<sup>中品二挺  
下品廿挺</sup>

卅五文墨繩七丈二尺直 十二文鹿毛筆六管直

右、山作所神并祭雜用料買物等価、下用如件、

「山作所」に対する錢貨支出は、(1) (2) のように、甲賀・田上両山作所に対する支給を記すのみで、支給された錢貨が、両山作所でどのように使用されたかという点までは記されていない。この点は、山作所関係の帳簿によって検討する必要があるので、のちに節を改めて取り上げたい。

つぎに、「粮功」は、(3) のように、雇工・雇夫・雇女に対する功錢の支給を中心とするが、信楽殿の壞運夫や、時々<sup>こうちやく</sup>の使者の功錢や食料費も支出されている。このように、給料(功直)は錢貨で支給されることが原則であったことを確認しておきたい。

つぎに、諸物品の購入について検討するために、表3を作成した。

表3 「造寺料錢用帳」と秋季告朔の比較

容器 など	麻笥、明櫃、折櫃、杓、竈戸、瓮、塙、 片杯、陶片杯、土片杯、箕、槽、土盤	共通
	小笥、片椀、木升、鎌、川船、窪杯	錢用帳独自
	鉄釜	秋季告朔独自
用具 ・ 資材	幣帛、紙、墨繩、綿、桧皮、鹿毛筆、墨、 漆、租布、俵繩、藁、凡紙	共通
	裳	錢用帳独自
	白綿、質布	秋季告朔独自
食料	若滑海藻、粉酒、塩、海藻、水葱、茄子、 黒米、白米	共通
	小豆、葉芹、糟、蕨、白酒、菓子、大豆、 大角豆、瓜	錢用帳独自
	菹	秋季告朔独自



表3は、銭用帳に見える購入物品を種類別に整理し、秋季告朔における購入品目と対比したものである。これによると、両者に見える物品は、本来共通するのが当然なのであるが、必ずしもそうはなっていないことがわかる。購入品目によっては、銭用帳のみに見えて秋季告朔には見えないもの、その反対のものがある。つまり、秋季告朔と銭用帳が食い違いを見せているのである。

これは、一般的にいうと、造営事業の事後処理段階で作成された秋季告朔の方で帳簿の操作が行なわれたためである場合が多いと考えられるが、さりとて銭用帳が常に真実を記録しているとも言いきれない。両者の記載をよく対比しながら検討を進める必要がある。

そこで、銭用帳から見た場合、物品の購入にどのような特色があるかを、もう一度秋季告朔と比較しながら見ていきたい。

まず「容器など」については、秋季告朔では、鉄釜の購入が記録されていたことに注目した。これは鉄製品の流通を示す注目すべき現象であることは、先に指摘したとおりである。ところが、銭用帳には、鉄釜の購入は記載がない。そのかわり、鎌2柄の購入が記されており、これは秋季告朔にみえない。このいずれが実態か、にわかに判断しがたいが<sup>26</sup>、いずれにせよある程度の鉄製品の流通を想定してもよいと思われる。

つぎに、「資材」については、両者の食い違いは、それほど大きなものではない。これに対して「食料」については、銭用帳にのみ見える品目がかなり多いことが注意される。銭用帳にのみ見えるものは、小豆、葉芹、糟、蕨、白酒、菓子、大豆、大角豆、瓜などである。これは、秋季告朔が、記載品目を整理してしまったためであると考えられる。実際には、生鮮食料品を中心に多様な食物を購入していたことがうかがえる。

## (2) 費目の流用

しかし、この銭用帳でもっとも注目すべきことは、費目の流用が行われていることである。この銭用帳では天平宝字6年(762)6月19日条から、それに関する記載が見えてくる。その例をつぎにあげる(史料④(5))。

### [史料④](つづき)

(5) 十九日下銭捌拾文<sup>六十文仕丁等月料薪直之</sup> 新銭二文坂上舍人各出之銭  
(天平宝字6年6月) <sup>廿文雑用内</sup> // // // // // // // // // // //

右、買椀皮八圍直、借用如件、

<sup>26</sup> この点については、のちに「米売価銭用帳」を検討する際にふたたび言及する。

又下錢貳伯柒拾文<sup>以十六日下</sup>

右、買藁直料、借用經所仕丁等功錢内之、  
\*「未来」

又下錢壹伯伍文<sup>拾</sup>穗積川内之錢内

右、雜材運収木工并仕丁給料粉酒壹斗<sup>壹升</sup>買直、借用如件、  
廿日下錢參拾參文<sup>經所仕丁功内</sup>

右、買粉酒三升直、借用如件、

廿六日下錢肆伯文<sup>銅工内</sup> 桧皮冊匣買価<sup>別十文</sup>

右、自田上材買運如件<sup>使丸部男公</sup>

これによると、6月19日には、桧皮8匣が購入されているが、その代金80文のうち60文はa<sup>27</sup>「仕丁等月料薪直」という財源の錢貨があてられ、20文はe「雑用」という財源からあてられている。また6月20日条を見ると、粉酒3升の代金33文を支出している。ところが、これにはb「經所仕丁功内」という注記がある。これは、写經所の「仕丁」に対する給料として計上されている錢貨を、造石山寺所で粉酒を買うために使用したのである。

この「經所」とは写經所のこと、造営工事と並行して大般若經の写經事業が行われていたが、それを担当する部局である。これも石山にあった。おそらく造営工事担当部局の造石山寺所と近接して存在したのであろう。しかし、両者は組織としては別で、財政的にも明確に区別されている。したがって、この注記は、費目の流用が行われたことを示している。そのことは、各項に「借用」と明記されていることから明らかである。

表Cは、もとの費目の錢貨の金額と、それを何に流用したのかを分類表示したものである。最上欄a～jには、流用されたもとの費目を分類している。その場合、たとえばb「經所仕丁功錢」などは、微妙に異なるいろいろな表現で出てくるので、それらをみな挙げることにした。また、i「經所米売直」とd「白米5俵売価」はc「經所米売価」などと同類と考えられるが、内訳記載との関係で別欄として表示している。

この流用については、いくつか注意すべき点がある。まず第1に、財源と支出との対応関係である。この点を検討するために、表4を作成した(表Cのうち、何に流用したのかが明らかでないd「白米5俵売価」、f「自主典宅来木工功」、i「經所米売直」、j「奈良雜用料」はのぞく)。

---

<sup>27</sup> a以下については、表Cと関連して後述する。

表 4 流用財源と支出との対応関係

	容器など	資材・用具	食料	功賃
a. 仕丁等月料薪直		桧皮		
b. 経所仕丁功銭		藁、墨、俵縄	粉酒、菓子等、黒米	雇夫功 使者粮
c. 経所米売価			白米、黒米	桴工功
e. 雑用		桧皮、藁、租布、凡紙	粉酒、酒	功、雇夫功 田直
g. 穂積河内進銭		和炭	粉酒	
h. 銅工功	塙	桧皮、藁	滑海藻、使者粮	様工功

これによると、まず第一に、流用された財源と支出目的の間に対応関係は認められない。ある特定の財源から流用された銭貨がある特定の支出のみに用いられるというようなことはない。要するに、流用するということが問題で、いったん流用することとなれば、何にでも使用されているのである。

第 2 に、流用開始の時期と流用費目との関係である。a、b、e、g、h の流用が先に行われ、c、d、f、i、j の流用は、もっとも早いものでも約 1 ヶ月遅れている。これは、つぎのような事情から乗じたことである。b、h はともに功銭で、もともと銭貨として用意されていた。また g も銭貨であることが明記されている。これらは、はじめから銭貨で用意されていたので、すぐに流用が可能である。a、e も同様と考えられる。

これに対して、c、d、i の場合は米を売却して銭貨に変えたものである。すなわち、現金で用意されているものはすぐ流用できるが、米の場合は、いったんそれを売って換金しなければならない。この 1 ヶ月ほどの差は、おそらく写経所の米を売却して銭貨に換えるのに要した期間と考えられる。

したがって、この点を考慮すると、6 月中旬から、いっせいにさまざまな費目の流用が開始されたと見てよいであろう。また、米の流用を以上のように考えられるとすると、この流用の前提には、石山周辺に米を換金できるような環境が形成されていたという興味深い状況があることを示している。

この流用について第 3 に注意すべき点は、b、c、i に「経所」の財源であることが明記されているように、写経所の財源がかなり当てられていることである。ところがこの時期、写経所ではまだ写経事業の進行中であった。すなわち、将来使用されるかもしれない写経事業の財源が流用されていたのである。

その原因は、もちろん造営工事側にあった。こちらで、米やそれ以外のさまざまな物品、また給料に支給する財源が不足したために流用が引き起こされていることは明らかである。この流用によって、写経事業は当然影響を受けたの

ではないかと推測されるが、しかし、これによって写経事業が遅延した形跡は認められない。この点は、節を改めて検討したい。

#### 4. 「米売価銭用帳」の分析

##### (1) 米売価による米購入

前節では、石山寺増改築工事における写経所財源の流用を取り上げ、その問題点を検討したが、写経所の財源の流用については、写経所の財政運用の側から検討する必要があることが明らかになった。そこで本節では、「米売価銭用帳(米売価銭用帳 第二札)」<sup>28</sup>を取り上げて(史料⑤)、この課題に対応したい。

##### [史料⑤]

- 1 米売価銭用帳 第二札
- 2 八月十日下午銭一貫陸伯文 米伍斛価料<sup>俵別百六十文</sup>
- 3 右、限十月内、岡田村夫王広嶋并妻丹比湏弓刀自、充件米価、下給如件、
- 4 在手実継文、
- 5 主典安都宿祢 領<sup>上馬養</sup><sub>下道主</sub>
- 6 十二日下午銭貳貫伍伯伍拾文
- 7 一貫八百五十文白米二石五斗直<sup>五斗別三百七十文</sup>
- 8 五百五十文黒米一石直<sup>五斗別二百七十五文</sup>
- 9 百五十文鉄足釜一口直
- 10 右、経師等并仕丁食料、買如件、  
(中略)
- 11 十五日下午銭捌伯貳拾文<sup>五百六十文小豆二斛直</sup><sub>二百六十文大豆一斛直</sub>
- 12 右、限来十月、附橘守金弓、下充如件、
- 13 主典安都宿祢 領<sup>下道主</sup><sub>上馬養</sub>
- 14 十六日下午銭貳貫文
- 15 右、米買価入、附猪名マ枚虫如件、
- 16 主典安都宿祢 領<sup>下道主</sup><sub>上馬養</sub>  
(中略)
- 17 廿八日下午銭壹貫漆伯文<sup>一千文米直内</sup><sub>百文糯米直内</sub>

<sup>28</sup> 「米売価銭用帳」「造石山院所銭用帳」などとして『大日本古文書(編年)』に収録。岡藤良敬(注2)著書の復元による。

- 18 右、常食料白米二斛五斗買直料、下如件、
- 19 主典安都宿祢 領上馬養
- 20 又下錢拾陸文<sup>借用勝屋主  
糯米直内</sup>
- 21 九月五日下午錢貳貫<sup>「以十月廿九日依員返上了」</sup>
- 22 一千八百七十五文大豆直内
- 23 一百廿五文糯米直内
- 24 右、買米料、附猪名部枚虫、
- 25 主典安都宿祢 領上馬養
- (中略)
- 26 廿四日下午錢陸伯文 買黒米壹斛<sup>五斗上案主米  
五斗主典米内</sup> 価<sup>\*「糯米価内錢」</sup>
- 27 右、仕丁等食料買如件、
- 28 主典安都宿祢 領<sup>上馬養  
下道主</sup>
- 29 廿二日下午錢八文<sup>人々食物代</sup>
- 30 右、末醬并塩買料、下如件、
- 31 主典安都 案主上馬養
- (中略)
- 32 卅日下午錢九百卅七文<sup>付勝屋主知識之</sup>
- 33 右、依主典宣、下充如件、
- 34 上馬養
- 35 十二月廿壹日下午錢貳百六十文<sup>大般若二箇巻料、下如件、</sup>
- 36 上馬養

この「米売価銭用帳」は、今まで見てきた造石山寺所側の帳簿ではなく、写経所側の帳簿である。写経所側で現物の米を売却して銭貨に換えて、それを支出したことを記録した帳簿である。冒頭に「第二札」(第二帳)とあるので(引用史料⑤の 1)、第一帳があったはずであるが、残念ながら現存していない。したがって、天平宝字 6 年(762)8 月 10 日(同 2~4)以降の部分しか情報が残っていないのである。これを整理したのが、表 D である。

表 D の上段の「下銭」欄は、支出した銭貨の由来を示すための欄で、その金額と、その銭貨がどのような財源からあてられたか(「財源」欄)を記している。たとえば 8 月 28 日条(同 17~19)を例にとると、米直 1000 文と糯米直 700 文<sup>もちごめ</sup>の財源を用いて、常食料の白米 2 斛 5 斗を購入しているのである。したがって、「下銭」欄の「財源」欄は、銭貨がどのようにして用意されたのかを示している。それによると、米、糯米、大豆、小豆などの代金がそれに当てられたことがわ

かる<sup>29</sup>。次に「支出欄」は、購入した品物その他をあげている。そのほとんどは米である。

この史料で注目すべきは、まず第 1 に、写経所の食料等の換金時期である。写経所における食料の支給帳簿である「食物下帳」<sup>30</sup>の冒頭には「経所食口始<sup>八月</sup>」とあり、写経所の食料を財源とする食料支給が天平宝字 6 年 8 月 12 日から始まったことがわかる<sup>31</sup>。ところが、この「米売価銭用帳」は、ほぼ同時の同月 10 日から始まっている。そうすると、写経所の食料が支給されるようになっても、写経所の米以下の食料を売却することは続いていたことになる。

この点からすると、写経所の米以下の売却は、写経所における食料支給と平行して行われており、前者が後者に影響を与えた形迹は、やはり認められない。したがって、写経所は、不足を来さないように、たくみに米を売買していたことになる。

第 2 に、用意された銭貨(「下銭」欄)の性格である。「財源」欄に記したように、そのほとんどは、米、糯米、大豆、小豆の「直」と記されている。これは、この銭貨が米以下の売却代金であることを示している。「糯価」(同 26)も同様に考えてよい。「人々食物代」(同 29)も、米以下の食物の売却代金の意味であろう。また、この帳簿の名称が「米売価銭用帳」であることも、少なくとも米については、米の現物を売却して得た銭貨であることを示している。

この点はきわめて興味深い問題を提起している。すなわち、このことは、米やそれ以外の物品を売却して銭貨に換え、その銭貨でまた米を買うということが行なわれたことを意味する。先にあげた 8 月 28 日の事例は、その明確な実例である。つまり、米を買うために米やその他を売却したわけである。なぜそのようなことを行なったのか、その理由が知りたい。

そのためには、財源の銭貨を確保する時に米等を売却した価格がわかればよい。ところが、管見の限りでは一例もわからなかった。そのために明言はできないが、利ざやを稼いでいる可能性が高いのではないか。この点は、非常に重

---

<sup>29</sup> そのほか「知識之」とあるので、おそらく知識銭が使用された場合もあったことがわかる。

<sup>30</sup> 「経所食物下帳」(続々修 38-8+続修 25③裏+同①裏、15ノ471~482)+「造石山寺所食物用帳」(続修後集 20①裏、5ノ33)+「経所食物下帳」(続修 25②裏、15ノ482~483+続々修 38-8、15ノ483~486)+「造石山寺所食物用帳」(正集 44②裏、5ノ23~24)+「経所食物下帳」(続々修 38-8、15ノ486~495)+「造石山寺所食物用帳」(続修 48⑧裏、5ノ30~32)+「経所食物下帳」(続修 22⑩裏+続々修 38-8④、15ノ496~500)。+は、断簡が接続していることを示す。

<sup>31</sup> それ以前の天平宝字 6 年 7 月までは、造東大寺司の食料が支給されていたと考えられる。

要な点なのでさらに追求する必要があるが、今のところ推測として述べるにとどめざるを得ない。

第3に、8月12日条(同6~10)に鉄足釜1口の購入が記されていることも注意される。先に鉄器の購入としては、「造石山院所解」(秋季告朔)では鉄釜1口が購入されたとあるのに、「造寺料銭用帳」にはそれはみえず、別に鎌2柄の購入が記されており、両方で食い違いがあることを指摘した。本史料の記載は、このうち秋季告朔の記載と対応していることになる。いずれにせよ、鉄器の流通がここでも確認された。

## (2) 勢多荘の関与

「米売価銭用帳」の注目すべき第4点は、「附」の記載である。まず、猪名部枚虫に対して、8月16日条(同14~16)と9月5日条(同21~25)の2回にわたって2貫ずつの銭が「附」されている。このうち後者には、その目的をはっきりと「買米料」と記している(同23)。すなわち、猪名部枚虫は銭貨を受けとって米を購入しているのである。

このことは、猪名部枚虫が勢多荘の荘領であることに注意すると、まことに興味深い意味をもつことになる。すなわち、米の入手に勢多荘という荘組織が動いていることになるからである。

勢多荘<sup>32</sup>は、造東大寺司の荘であって、造石山寺所とは同列の位置にあり、上下関係にはない。名称から見て、勢多地域にあった荘で、場所は特定できないが、おそらく先述の国府市の近くにあった荘であろう。そうすると、勢多荘という別の組織まで動員して米の購入を行わせていたことが、ここから浮かび上がってきたことになる。

第5に、「造寺料銭用帳」(表B)とこの「米売価銭用帳」(表D)とは、別の性格の支出帳簿であることを確認しておきたい。後者は、写経所の財源を売却して銭貨に換え、写経事業の費用にあてて使った部分の帳簿であり、前者は、造営工事に関する支出帳簿なのである。つまり、両方を併せたものが、この造営工事とそれともなう写経事業における銭貨による購入の全体に近いのであろう。

---

<sup>32</sup> 勢多荘については、注13松原弘宣・鷲森浩幸論文で検討されている。

## 5. 「雑物収納帳」の分析

### (1) 錢貨の供給元

これまで、錢貨の支出面に重点を置いて検討してきたが、つぎに、その財源に注目したい。造石山寺所の造営工事資金は、いったいどこから供給されたのであろうか。

それに関わる史料が「造寺料雑物収納帳」<sup>33</sup>である（史料⑥）。これは、おそらくもっと長い帳簿であったと思われるが、残念ながらごく一部分しか残存していない。それを整理したのが、表Eである。

#### [史料⑥]

- 1 雑物収納帳<sup>造寺料請者</sup> 天平宝字五六年
- 2 十二月廿八日収納錢參拾貫 鉄伍拾口 鉄伍拾挺<sup>重</sup>
- 3 海藻壹伯斤 <sup>(斤脱カ)</sup>滑海藻壹伯 醬壹斗
- 4 酢壹斗 末醬參斗 酢滓伍斗 菹玖斗 麻笥式口
- 5 大笥式拾合 折櫃伍合 明櫃式合 杓式柄 木盤參拾枚
- 6 片杯拾口 疊五枚<sup>二枚折薦  
三枚葉薦</sup> 折薦捌枚 葛野蓆捌枚
- 7 右、自奈良寺政所、附波多稻、<sup>(村脱カ)</sup>請来檢納如件、
- 8 主典安都宿祢雄足 下道主
- 9 六年正月廿日収納錢參拾貫<sup>廿貫去十六日請附阿刀乙万呂  
十貫今日附下道主請</sup>
- 10 右、便自上院請来、依員檢納如件、
- 11 廿六日収納末醬參斗<sup>納伍一口</sup> 酢滓漆斗<sup>納伍一口</sup> 菹壹斛<sup>納肆一口</sup>
- 12 酢壹斗<sup>納伍一口</sup> 醬壹斗<sup>納伍一口</sup>
- 13 右、自奈良寺司、附工広道、請来檢納如件、
- 14 主典安都宿祢雄足 下道主
- 15 二月一日收庸米肆拾伍斛參斗
- 16 右、於奈良可進近江国愛知郡宝字五年料米、便折留檢納如件、
- 17 主典安都宿祢雄足 下道主
- 18 菹壹斛 麴參口
- 19 右、自奈良寺、附秦足人、請来如件、
- 20 主典安都宿祢雄足 下道主
- 21 廿六日収納錢式拾貫 黒米壹拾斛
- 22 右、自奈良寺請来檢納如件<sup>但未来了</sup>

<sup>33</sup> 続々修 43ノ14(4ノ537~539)。以下、「雑物収納帳」と省略する。



この「雑物収納帳」は、銭貨や食料、また食料以外の物品など、さまざまな物品を造石山寺所が受け取った記録である。それを日付順に記入している。その場合、注目すべきは、それらの物品の供給元が記されていることである。したがって、この点に注目すると、どこから銭貨や物資が造石山寺所に供給されてきたのかわかるわけである。表 E によると、それは「奈良寺政所」「上院」「奈良寺」「奈良寺司」などであった。

では、これらはいったい何をさすのであろうか。このうち「奈良寺」とは、東大寺そのものとも考えられるし、造東大寺司を略して「奈良寺」や「奈良寺司」などと表現しているとも考えられる。したがって、どこから銭貨や物資が供給されたかは、これだけでは簡単にはわからない。他の史料と合わせて考えていく必要がある。

## (2) 上院からの供給

先に指摘した「造石山寺所公文案帳」の中には、つぎの 2 つの史料が含まれている<sup>34</sup>。

### [史料⑦]

#### (1) 造石山寺所解 申請借錢事

合銭貳拾貫 (異筆、以下同ゾ)  
「如員請来自上寺」  
右、為買漆、借所請如件、以解、  
天平宝字六年正月十六日領下  
主典安都宿祢

#### (2) 造寺所解 申請銭事

合老拾貫 自  
「如員請来上寺」  
右、為買漆、所請如件、以解、  
天平宝字六年正月廿日下  
主典安都宿祢

この史料⑦(1)(2)は、天平宝字 6 年 1 月 16 日と同 20 日に、造石山寺所が造

<sup>34</sup> (1)「造石山寺所解案」(続々修 18ノ3、15ノ138)、(2)「造寺所解案」(続々修 18ノ3、15ノ139)

東大寺司に対して錢貨を請求した解の控えである。そこで注意すべきは、「如員請来自上寺(員の如く上寺より請け来る)」という異筆書き込みである。これは、造石山寺所が「上寺」から請求額の錢貨を受けとったという意味である。この日付と金額は、「雑物収納帳」の1月16日条と20日条と合致する。

そこで、両者を比較すると、史料⑦(1)(2)の「上寺」が、「雑物収納帳」の「上院」と対応することがわかる。「上院」の呼称は、現在でも東大寺で使用されており、二月堂、三月堂の一带を指す言葉である。

そうすると、この「上院」は、東大寺という寺院の一部であることになり、奇妙なことになる。史料⑦(1)は、造石山寺所の解であるから、職制上は造東大寺司に宛てて出したものである。ところが、実際には、東大寺という別組織から錢貨が送られていたことになる。「雑物収納帳」や表Eの「上院」が以上であるとする、「奈良寺」や「奈良寺政所」も、同様に東大寺やその政所を指す可能性がある。

こうしてみると造石山寺所には、造東大寺司と東大寺の両方から、錢貨が供給されていたようである。財源としての錢貨が、この両方から造営工事現場に送り込まれていたらしいことは、注意すべき錢貨の流れである。

## 6. 山作所と錢貨

### (1) 告朔解案

石山寺の増改築工事には、前述のように、田上山作所と甲賀山作所の2つの山作所(杣)が関係していた。そのそれぞれの現地事務所からは、約1ヵ月ごとに「告朔解」という業務報告が、その上級官庁である造石山寺所に対して提出されていた。この業務報告の控え(告朔解案)のいくつかが現存している。それらの錢貨の収支部分のみをつぎに示すこととする(史料⑧)。また、それをまとめたものが表Fである。

#### [史料⑧]

〔田上山作所告朔解案〕

(追筆)「鑑懸」

(1) 山作所解 申正月告朔事

合請錢伍貫文

用四貫七百十七文

七百廿一文雇工卅一人功<sup>廿八人別十八文</sup><sub>十式人別十七文</sub>

一貫三百六十文様工八十人功<sup>人別十七文</sup>

二貫二百四文雇夫百卅六人功卅一人別十六文 七十八人別十五文  
廿七人別十四文  
 四文買鹿毛筆二管直管別二文                      五文買紙十張直文別二張  
 四文買幣帛二枚直枚別二文                      二文買墨一挺直  
 十二文買麻笥二口直大一口八文  
小一口四文                      九文買小笥三合直合別三文  
 六文買塙二口直口別三文                      卅文買墨壺緒一條長三文  
 三百六十文買粉酒四斗直升別九文  
 殘二百八十三文

(中略)

以前、起正月十六日迄卅日、請雜物并所用、及作材等、顯注如件、以解、  
 天平宝字六年正月卅日領阿刀乙麻呂  
 右大舍人少初位上玉作造子綿

(2) 山作所解 申二月告朔事  
合造作材貳伯陸拾捌物

(中略)

收納雜物

請錢壹拾貫貳伯捌拾參物(文カ)

三貫二日 三貫十八日 二貫三月二日充遣罷入二月告朔  
 二貫廿八日 二百八十三文去正月殘

用玖貫壹伯玖拾陸文

三貫一百九十六文様工并雇工一百八十八人々別十七文

五貫九百八十文雇夫四百廿一人一百卅一人別十五文 二百卅五人別十四文  
卅五人々別十三文

廿文買凡紙卅張直文別一枚半

殘壹貫捌拾柒文

(中略)

以前、起二月一日迄卅日、所請用雜物、顯注具件如前、以解、  
 天平宝字六年二月卅日 道豐足  
 玉作造子綿

(3) 山作所解 申三月告朔事  
合材伍伯肆拾參物

收納雜物

請錢壹拾貳貫捌拾柒文

四貫九日 二貫廿日 五貫廿四日  
 一貫八十七文去月殘

<sup>\*「八參玖」</sup>  
用壹拾壹貫參伯貳拾柒文

三貫五百八十七文雇工二百一十一人々別十七文

<sup>\*「八二五十二七十人」</sup>  
七貫七百廿文雇夫五百卅二人<sup>三百七人々別十五文 卅五人別十三文</sup><sup>\*「二百廿八」</sup>  
一百九十人別十四文

廿文買凡紙卅張直<sup>文別一張半</sup>

<sup>\*「二肆捌」</sup>  
殘柒伯陸拾文

(中略)

以前、起三月廿五日<sup>\*「一日迄」</sup>所請所用雜物、頭注具件如前、以解、  
天平宝字六年三月廿五日三嶋豐羽  
玉作子綿

(4) 山作所解 申四月告朔事

合雜材肆伯玖拾陸物

(中略)

收納雜物

請錢壹拾貫伍伯肆拾捌文

三貫三月卅日 二貫四月十五日 五貫五月二日  
三百文十日 二百卅八文去三月殘

用壹拾貫參伯肆拾玖文

五貫八十三文雇工二百九十九人功<sup>々別十七文</sup>

五貫二百六十六文雇人三百七十八人功<sup>老百七十老人別十五文 老百十八人別十四文六十二人別十三文 廿七人別九文</sup>

殘壹伯玖拾玖文<sup>\*「返上了」</sup>

(中略)

以前、起三月廿五日、迄五月十八日、所請所用雜物等、頭<sup>(注)</sup>具件如<sup>(件)</sup>口、以解、  
天平宝字六年五月十八日三嶋豐羽

玉作<sup>(自署)</sup>子綿

〔甲賀山作所告朔解案〕

<sup>(作脱力)</sup>  
(5) 造甲賀山所解 申請用雜物并作材木及人散等事

合錢壹拾伍貫<sup>\*「合」六貫去年十二月十九日</sup> 並自庄請<sup>\*「合」九貫當年正月一日</sup>

(中略)

用

錢十五貫

用十四貫七百廿九文

十一貫二百六十八文買黑米十八斛七斗八升價斛別六百文  
三百八十七文買塩五斗一升伍合價

升別八文

卅九文買菹一斗八升價      卅二文粉酒四升價  
卅文槽一口價              十七文櫃一合價  
十七文折櫃二合價          十一文麻筥一口價  
四文小筥二合價              八百文釜一口價

十文凡紙十張價      一貫二百卅九文桧皮百六十八圓價四尺廿一圓十文  
三尺百卅七圓七文

卅七人別十六文  
一百卅一人別十五文  
\*「六十八人」

七十四人別十四文

\*「二貫五百五十七文様工百九十一人功」 " " " " " " " " \*「百八十七文日雇木工十一人功人別十七文」

百十七人別十三文  
" " " " " " " "

八百六十五文雇工并夫等功      二百五十五文工十七人功人別十五文

六百十文夫五十三人功卅人別十二文  
十三人別十文

殘錢二百七十一文即充且様木工

(中略)

以前、起去十二月廿二日尽正月十四日、請雜物并作物人散等如件、以解、  
天平宝字六年二月五日橘守金弓  
長上船木宿奈麻呂

(物脱カ)

(6) 造甲賀山作所解 申請用雜并運材木及人散事  
合錢捌貫貳佰柒拾貳文

\*「合」二百七十二文二月五日申用殘

\*「合」四貫三月十三日自石山寺政所請

\*「合」四貫同月廿三日請

八石七斗六升二合二月五日申用殘

(中略)

用

錢捌貫貳佰柒拾貳文

用柒貫捌佰肆拾玖文

\*「問檢」二貫五百五十七文充様工一百六十八人功卅七人別十六文  
百卅一人別十五文

十二文凡紙十五枚價

百六十文粉酒一斗六升價升別十文

卅文海藻五斤價斤別八文

六十文塩四升六合八夕價升別十三文

一貫二百五十五文雇車十七両功

二貫七百七十二文雇夫百七十五人功

廿三人別十四文 五十人別十五文  
二人別冊文椽工 百人別十六文

九百九十文米一斛二斗五升価

五斗三百九十文  
七斗五升斗別八十文

残五百卅六文即司四月廿八日返上

(中略)

以前、起去三月十三日、迄尽四月二五日、請用雜物并作物人散等如件、以解、  
天平宝字六年四月廿八日橋守金弓

(自署)  
道「豊足」

表 F は、田上・甲賀の両山作所ごとに史料を整理している。「史料番号」欄の数字が、上掲の史料⑧の番号と対応する。つぎの「受け取り」欄は、両山作所が錢貨を受けとった月日とその金額を示している。また「支出」欄は、その錢貨の用途を表示している。

これによると、いくつか注目すべき点がある。まず第 1 に、錢貨の受け取りについて、田上山作所と甲賀山作所で異なる点があることである。すなわち、錢貨がどこから供給されているか、という点に注目すると、田上山作所については、供給元を記していないが、すべて造石山寺所から支給されたものと見られる。

これに対して甲賀山作所では、「自莊請(莊より請く)」「自石山寺政所請(石山寺政所から請く)」と注記されている。このうち後者は、文字通りとすると、山作所とは系統の異なる石山寺という寺院の寺務所の意味になってしまうので、造石山寺所政所という意味だと考えられる。

それよりも注目すべきは、前者の注記である。この「莊」とは、勢多莊を指すと見てよかろう。すなわち、甲賀山作所に対して、勢多莊から錢貨が供給されているとみられるのである。

勢多莊は、造東大寺司の莊ではあるが、造石山寺所とは組織上の上下関係にはなかった。甲賀山作所に対しては、造石山寺所からも錢貨が供給されているが、それとは別の要素が入っていることに注意すべきである。

前述のように、勢多莊に対しては、錢貨を支給して米を購入してもらっていたが、この場合は逆に、勢多莊から造石山寺所管下の山作所に錢貨が供給されているのである。このことは、勢多莊に錢貨が集積されていたことを推測させる。その錢貨は、勢多莊が、おそらく勢多橋のたもとにあった国府市と関わりを持って、何らかの物品を売却して入手したものではないか。

第 2 に、銭貨の使途に注目すると、両山作所とも、「功」すなわち雇工、様工、雇夫などの給料に支給する部分が多くを占めていることがわかる。銭貨の普及は、このように給与として支給されることによって進んだ場合があることに注意したい。

第 3 に、物品の購入状況を注意すると、両山作所に若干の違いがあることがわかる。田上山作所では、史料⑧(1)の場合をのぞいて、あまり物品を購入していない。史料⑧(1)以外では、支出は凡紙 40 文にとどまっている(⑧の(2)(3))。これに対して甲賀山作所では、黒米、米、桧皮、釜、塩その他いろいろな物を買っており(⑧の(5)(6))、その量も田上山作所に比べて多い。

甲賀山作所の正確な所在地は不明であるが、甲賀郡の野洲川流域と考えられている。このような石山から離れた地域で、銭貨による物品の購入がさかんに行われていたことに注意したい。

## (2) 雑材并桧皮和炭納帳

つぎに、山作所と銭貨の関係について、「造石山寺所雑材并桧皮和炭等納帳(造石山寺所雑材并桧皮及和炭納帳)」<sup>35</sup>に注目したい(史料⑨)。これは、造石山寺所が桧皮、雑材、和炭を収納したことを記録した長大な帳簿である<sup>36</sup>。ここで注目すべきは、入手方法を「買」と記している場合である。この記載は、<sup>すぎくれ</sup>榎樽、桧皮、和炭の 3 種についてみえる。そこで、この 3 品目について記載を整理したのが表 G である。

### [史料⑨]

雑材并桧皮納帳

宝字六年

(1) 正月十五日収納榎樽二百九十六材

右、自高嶋買、勝屋主進上、依員検納如件、

主典安都宿祢

(中略)

(2) <sup>(二月)</sup>五日収納榎樽二百七十三材

右、自高嶋山買、勝屋主進上、依員検納如件、

又収納榎樽二百五材<sup>破五</sup> \*「経堂并経師房及盛殿料」

<sup>35</sup> この帳簿の復元は、『大日本古文書(編年)』のものでほぼ妥当とされている。

<sup>36</sup> これには「造石山寺所雑材納帳」(続々修 18-3 裏、15ノ 258~260)という案文が残っている。

右、自伊賀山買、右兵衛物部東人進上、依員檢納如件、  
主典安都宿祢 下\*「道主」

(中略)

(3) 九日收納檢皮五十五圀 運雇夫十九人

右、自三雲山買、右兵衛物部東人進上、附秦足人、今運如件、

(中略)

(4) <sup>(三月) (納力)</sup> 六日収収楹樽二百五十材

右、自高嶋山買、勝屋主進上如件、

(中略)

(5) 十日收納檢皮壹拾二圀 右、買檢納如件、<sup>圀別十五文</sup>

主典安都宿祢 下道主

(中略)

(6) <sup>(三月二四日)</sup> 又收納檢皮伍圀

右、買檢納如件、

主典安都宿祢 領下道主

(中略)

(7) <sup>(四月二日)</sup> 又收納楹樽捌拾肆村<sup>\*「各到着了」</sup>

右、自勝屋主所進上、依員檢納如件、

主典安都宿祢 領下道主

(中略)

(8) 十一日收納檢皮玖拾伍圀<sup>夫四人自船  
\*「一所遣」</sup> 又和炭壹斛二斗<sup>雇夫額田部馬万呂之燒  
進納者</sup>

右、秦足人買進上、檢納如件、

主典安都宿祢 領上馬養

(中略)

(9) 廿三日收納檢皮貳拾柒圀

右、買秦足進人、自大石山運如件、夫三人<sup>別九圀</sup>

(中略)

(10) 廿四日收納楥拾陸束 採雇夫四人

又收納檢皮壹伯參圀<sup>\*「一所遣」</sup>

右、自大石山秦足人買進上、且依員檢納如件、<sup>運夫五人</sup>



(中略)

- (11) 廿五日収納桧皮壹伯夫五人圀\*「一所遣」 自船  
右、自大石山、秦足人買進上如件、

(中略)

- (12) 廿八日収納桧皮捌拾捌圀  
右、自大石山、秦足人買進上如件、  
主典安都宿祢 下道主

- (13) \*「惣秦足人買進桧皮四百十四圀  
右、自大石山買進上、毎日納抜出一所、収納如件、但依繼納除勾之、」

(中略)

- (五月)  
(14) 廿三日収納榲博陸伯玖拾肆五百七十四村附玉作子綿来村百廿村附弓削伯麻呂来  
右、自高嶋勝屋主進上、依員檢納如件、  
主典安都宿祢 領下道主

(中略)

- (六月二〇日)  
(15) 廿日収納桧皮八圀  
右、買檢納如件、  
主典安都宿祢 上馬養  
(16) 七月三日収納和炭肆肆 右、買檢納如件、  
主典安都宿祢 下道主

これによると、まず榲博は、高嶋山と伊賀山で「買」われたことが明記されている(史料⑨(1)(2)(4))。また、4月2日条と5月23日条(同(7)(14))には、ともに勝屋主とあるが、彼は高島山作所の領であるので、高嶋山に関するものである。これらには「買」の文字は見えないが、省略されたものであろう。

高嶋山は、現在琵琶湖西岸の高島郡にあった柚である(同1参照)<sup>37</sup>。かなり北方で榲博が「買」われていることに注目したい。

つぎに、桧皮については、三雲山、田上山、大石山が関係している。このうち田上山からのものについては、まったく「買」の記載はない。採取されて納入されたものと考えられる。これに対して、三雲山と大石山では、様相が異なっている。

まず三雲山で注目すべきは、2月9日条に「買」と明記されていることである(同(3))。三雲山は、現在でも野洲川沿いに三雲という地名があるので、おそらく甲賀山作所の近くに存在した柚と思われる。甲賀の山で切り出した材木

<sup>37</sup> 滋賀県高島郡朽木村小川付近に比定されている。

は、野洲川の川津である三雲津まで運び出され、そこで筏を組み、野洲川を琵琶湖まで流し下し、琵琶湖上を石山に運ばれた。

このような要地には、おそらく市が立っていたと推定される。先ほど、甲賀山作所では、いろいろな物品を購入していることを指摘したが、その場合、三雲付近にあったと推定される市の果たした役割は、かなり大きかったのではなかろうか。

また、4月11日条以降、5回にわたって<sup>はたのたるひと</sup>秦足人という人物が桧皮を「買」ったことが記されている(同(8)(9)(10)(11)(12))。このうち、4月24、25、28日条については、大石山で「買」ったことが記されているが、4月11、23日条にはそのことが記されていない。この点については、4月28日条に続けて記されている(13)の朱筆注記に注意する必要がある(同(13))。

文意の取りにくい点もあるが、これによると、桧皮414匁が大石山で「買」われたとある。この414匁は、秦足人が「買」ったと注記がある4月11日、23日、24日、25日、28日の購入量合計413匁にごく近似している。おそらくどこかに単純な記載ミスがあるにすぎないと思われ、両者は、同じことを指していると考えられる。そうすると、秦足人は、桧皮をすべて大石山で買ったことになる。

先に、大石山では、桧皮が購入される場合(414匁)と採取される場合(300匁)の両方があったことを指摘したが、前者が、以上の秦足人による購入に相当するのである。後者は、つぎの「雑様手実帳(造石山寺所雑様手実)」(史料⑩)にある史料<sup>38</sup>のように、様工集団によって採取されたものである。

#### [史料⑩]

謹解 申東大寺様桧皮取進上事

合参人 一人<sup>(匁)</sup>単日別参圓

羽栗臣大山 羽栗臣黒麻呂

猪使宿祢広成

右件参人、生死同心、取成将進

上、若過期逃亡、残人依員進上

\*「夫五十人」

申、仍具注状、謹解、

天平宝字六年三月十日

\*「採桧皮百五十匁」

(長カ)

□羽栗臣大山

猪使広成

<sup>38</sup> 「羽栗大山等様桧皮進上手実」(続修別集 34、15ノ358～359)

相知秦足人

(異筆)

「十一日下給米一斛 塩二升 滑海藻二斤六両 錢七百五十文

主典安都宿祢 下道主

十五日下給黒米壹斛 塩二升 錢百文 又六百五十文

右、更五十人料、依所請員、下給如件、

主典安都宿祢 下道主

\*「採桧皮百五十捆」

廿二日下給黒米壹斛 塩二升<sup>人別四夕</sup> 醬滓二升 酢滓二升

錢三伯伍拾文

右、様桧皮採并樽採羽栗大山等食料、

主典安都宿祢 下道主

廿五日下給黒米四升 醬滓二合

」

これによると、羽栗臣大山を長とする様工集団が、二ヶ所の朱の書き込みのように、合計 300 捆の桧皮を採取していたことがわかる。

つぎに和炭は、額田部馬麻呂<sup>ぬかたべのうま まろ</sup>、箭作真足<sup>やはぎのまたり</sup>、仕丁などによって焼進されるのが原則であるが、7月3日条の一例（同(16)）だけが「買」われている。

## 7. むすび

本稿では、正倉院文書の一部たる中倉文書の一部を占める造石山寺所関係文書を用いて、この造営工事を推進するにあたって、銭貨がどのように使用され、どのように流通していたかという点を検討してきた。

石山寺の増改築工事に伴って、石山寺周辺でさまざまな物品の移動や、人の移動が引き起こされた。物品の動きを、帳簿類の記載を通して追跡してみると、多品目の物品が売買されていたことがわかる。すなわち、多様な物品が流通していたことが推測されるのである。

これらの物品の売買の実態は、完全に証明できない場合もあるが、判明する限りでは、すべて銭貨によって行われていた。もちろん、その中心地域は、工事現場である石山の周辺であり、そこでは、造石山寺所が、造営工事現場や、勢多橋のたもと付近にあった国府市その他を利用しつつ、物資の購入を行っていた。

国府市の近くには勢多荘があった。この荘も、盛んに売買を行っていた。そして、造石山寺所と銭貨や物品のやりとりをしながら、場合によっては、直接山作所に銭貨を供給することもあった。勢多荘は、造東大寺司に直属する組織であるので、造石山寺所とは同格の関係にある。したがって、その活動につ

いては、造石山寺所関係文書からは全貌を知ることはできないが、同荘は錢貨による流通経済に重要な役割を果たしていたと思われる。

琵琶湖南岸から石山にかけての地域では、これらの造石山寺所、国府市、勢多荘の三者を中心にして、かなり濃密な錢貨流通が実現していたとみられる。しかも、錢貨による売買が行われた場所は、この地域だけにとどまらず、造石山寺所文書によれば、高嶋山作所、三雲山作所、甲賀山作所のような、石山からかなり離れた場所でも行われていた。

8世紀中ごろの近江では、琵琶湖南岸から石山にかけての中心的地域だけではなく、そこから離れた地域でも、錢貨による売買がかなり行われていたのである。

図3は、本稿で検討してきた造石山寺所文書の分析から判明する錢貨の流れを示したものである。この図3では、煩雑になることをさけるために、物品の流れは表現していない。

図中の太い実線は、錢貨が一方向的に供給されただけの場合を示す。つまり造東大寺司や東大寺から造石山寺所に対して、あるいは勢多荘から甲賀山作所に対して、錢貨が供給されているだけであり、その見返りに何らかの物品が動いていることはない。

それに対して細い線は、売買の場合を示している。この場合は、錢貨が流れたのとは逆方向に物資の移動がある。売買はさまざまな形で行われていた。市で購入されたり、造石山寺所に物品が持ち込まれ、それを購入したり、山作所に錢貨を支給して買わせるなど、複雑な流れをとっている。

さらに、勢多荘が国府市と結びついていた可能性はきわめて高いと考えられる。しかし、そのことを史料的に押さえることができないので、図3には、その関係を示す線を入れていないが、勢多荘、造石山寺所、国府市の三者がトライアングルのように相互に関係して、琵琶湖南岸地域の錢貨流通のかなめになっており、この琵琶湖南岸地域から、さらに高嶋、三雲、甲賀その他の地域にも錢貨が普及していったと考えられる。

表Hは、2000年までの全国における古代錢貨の出土枚数の国別集計である。これによると、近江国の出土例が非常に多いことがわかる。大和について2番目の多さであり、もちろん畿外で近江国の出土例に匹敵する国はない。

本稿で取り扱った時代は、万年通宝が発行された天平宝字4年(760)3月の2年後の時期であるが、まだ万年通宝の流通・普及はほとんどなかったと見てよい。錢貨の流通・普及は、和同開珎によっていた。そこで和同開珎に注目すると、近江国の出土枚数は、大和・加賀・和泉について第4位である。このうち加

賀・和泉は、1 遺跡で大量の和同開珎を出土した遺跡があるからであり<sup>39</sup>、それをのぞくと、近江国が圧倒的に多い出土枚数となる。

このような近江国の出土例の多さの背景に、本稿で明らかにしてきた銭貨の使用と、それによる流通があると見てよいであろう。

最後に、今後の課題を述べて本稿を終わりたい。本稿では、検討の対象を造石山寺所関係文書に限定したことにより、石山周辺を中心に、近江における銭貨の流通・普及の状況を、わずかであるが明らかにすることができた。しかし、造石山寺所関係文書には、本稿で取り上げなかった銭貨関係の史料が、なおわずかであるが存在する。それらの史料も含み込んで、造石山寺所を中心とする銭貨の動きを、より精密に検討していく必要がある。

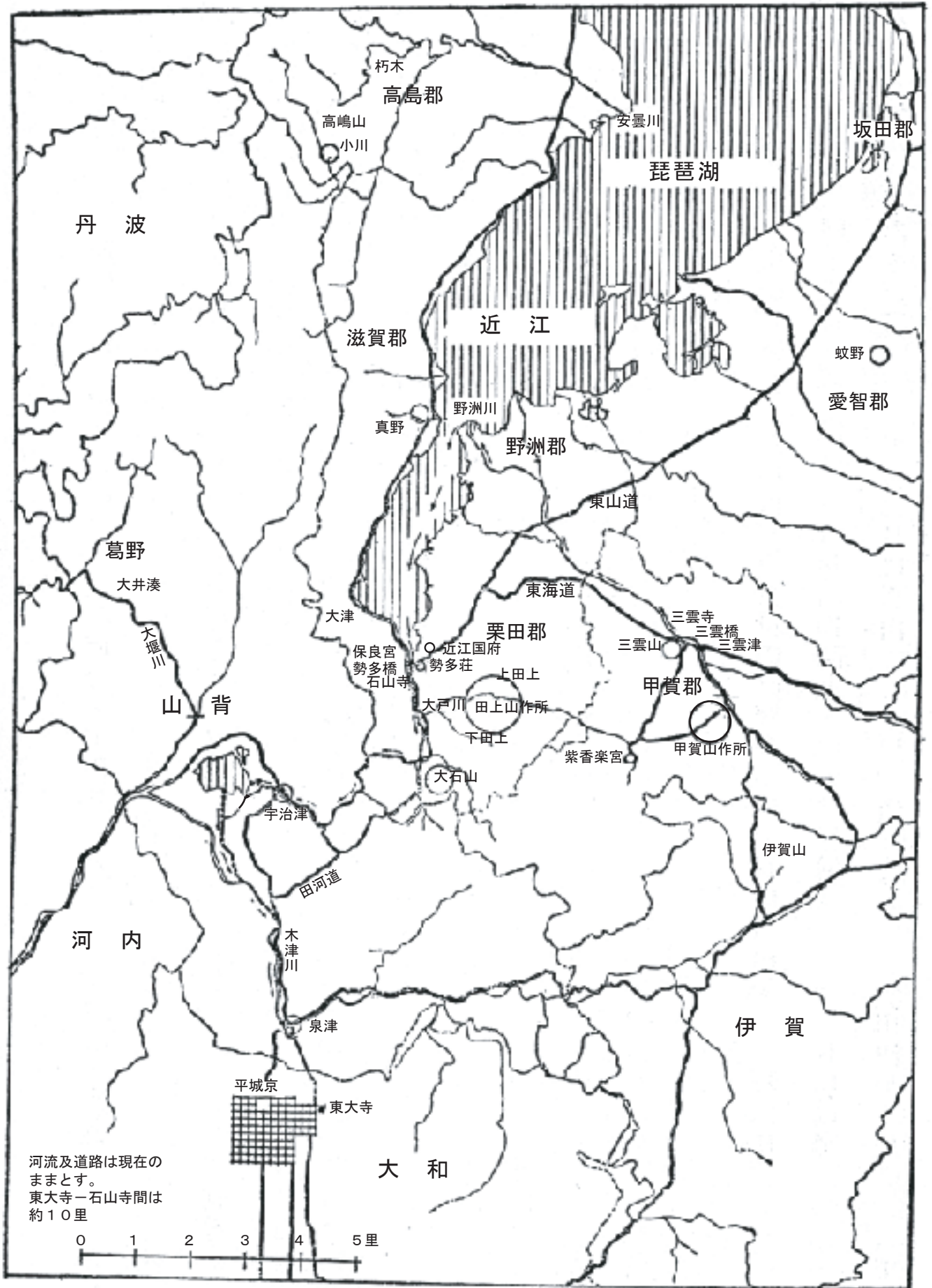
また、正倉院文書には、造石山寺所関係文書とは別に写経所文書の一群がある。これには、造石山寺所関係文書をはるかに凌駕する量の銭貨関係の史料が含まれている。これらを分析することによって、写経所と銭貨との関係を明らかにすることができる。

そして、その結果を本稿の内容と比較することにより、日本古代における銭貨流通・普及の実態に迫っていく必要がある。

---

<sup>39</sup> 和泉国は、堺市土師新田から江戸時代の寛政の初めに 508 枚出土したという。また、加賀国の事例は、金沢市の三小牛ハバ遺跡から 1957 年に 545 枚出土している。

図1 関係位置図



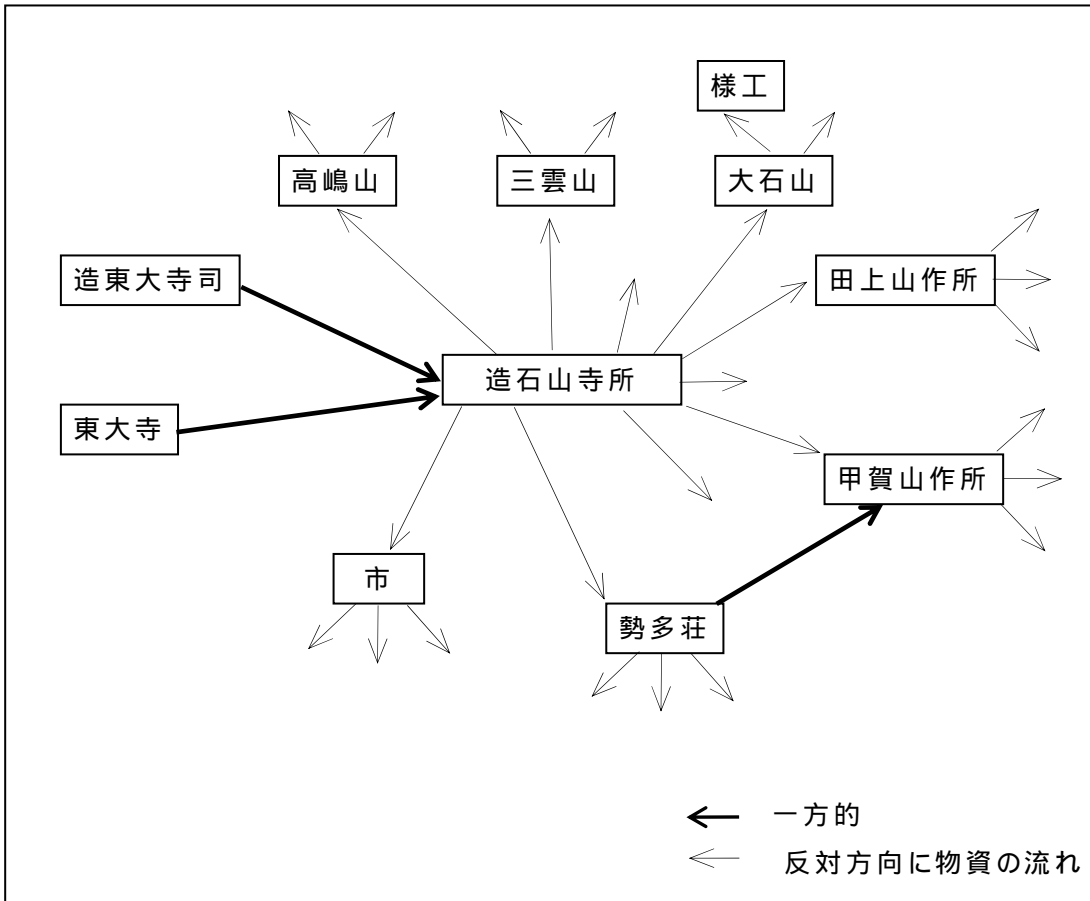
(福山敏男原図に補筆修正)

図2 琵琶湖南岸部分図



(足利健亮原図、栄原補訂)

図3 錢貨の流れ







表B 造寺料錢用帳

年	日付 月日	山作所		糧功			買材など		買雑物		その他	
		甲賀	田上		様工夫	駄賃						
5	12/24	8000 (新2000 古6000)										
	12/27			144 雇夫功 156 雇夫領舎人食料		8			62 幣帛 35 紙50張 50 墨22挺 35 墨縄7丈2尺 12 鹿毛筆6管		194 山作所神祭料	
6	1/1	7000										
	1/8			289 雇工功 3330 雇夫功 75 雇女功			3211 板殿1宇					
	1/16		5000									
	2/3		3000									
	2/16								30 紙50張			
	2/18		3000									
	2/28		2000									
	2/30		2000	2962 雇工功 6031 雇夫功 75 雇女功			1950 校倉板		943 漆4升1合 102 麻笥4口 63 明櫃3合 12 折櫃1合 9 小笥3合 15 杓5柄 60 竈戸5口 16 瓮1口 10 塙4口 63 箕2舌 3 片椀2口 5 片杯5口 3 木升1口 10 鎌2柄 24 槽1口 25 綿3両 34 若滑海藻7嶋4斤12両 24 小豆玉20 5 葉芹5升 995 粉酒1石2升 21 糟3升		725 上奈良寺	
	3/8					160 檜皮葺工						
	3/9		4000						90 雇夫粉酒9升			
3/10							180 檜皮12捆	7 袋1尺 3 塙1口				

表B 造寺料銭用帳

年	日付		山作所		糧功			買材など		買雑物		その他	
	月	日	甲賀	田上		様工夫	駄賃						
	3/11					100	檜皮採夫				50	様夫粉酒5升	
	3/13				5000 4000		板殿壊運夫功食 甲賀山作所買材漕運						
	3/15					750	檜皮採夫						
	3/17							160					
	3/19								20	藁			
	3/20			2000									
	3/22					650 350	採檜皮 檜樽辟						
	3/23				4000		三雲山材運人功				430	塩5斗	
											120	若滑海藻30嶋	
											100	滑海藻20嶋	
	3/24			5000 (新300)							22	陶片杯10口	
	3/25								75	檜皮	5	鹿毛筆2管	
											3	墨1挺	
	3/26					300	檜皮葺	100	100	藁	10	土盤10口	
											2	塀1口5	
											5	土片杯4口	
	3/30			3000	13000 2505 4739 48		壊運役夫功食 雇木工功 雇夫功 雇女功						
	4/2										170	木工・桴工粉酒1斗7升	
	4/7				20		奈良上使糧料				60	粉酒6升	
											8	仕丁等半食米代	
	4/9										900	塩1斗	
	4/11								3000	檜皮	1000	仕丁等残可給米	
											60	粉酒6升	
	4/13					1100	檜皮葺工				155	租布1段	
											41	滑海藻8斤10両	
											10	粉酒1升	
	4/14			2000					268	藁17捆	9	蕨36把	20
	4/15								999	檜皮			
	4/17					180	檜皮葺工						
	4/20										78	滑海藻	
	4/24										50	粉酒	
	4/25								130	藁28捆	70	粉酒7升	
									1300	檜皮	5	塀3口	
	4/26					270	塗壁				30	粉酒3升	
	4/27					480	檜皮葺工		200	藁40捆			
	5/2			5000									
	5/5				30		徴愛智郡粗米使糧				125	白酒1斗2升	

表B 造寺料錢用帳

年	日付		山作所			糧功			買材など		買雑物		その他	
	月	日	甲賀	田上		様工夫	駄賃							
	5/7				3594 雇木工 718 雇土工 3477 雇夫				100	藁20捆				
	5/10			300 雇工夫							20	粉酒2升		
	5/11										25	海藻3連 5 塙2口		
	5/15				30 優婆夷頓給						600	川船1隻		
	5/17										60	粉酒6升		
	5/27				185 雇木工 176 雇土工 291 雇夫 35 雇女 1092 雇役経所仕丁									
	6/2												5 壇殿壊所鎮祭料粥盆	
	6/5				55 雇女						31	滑海藻6斤5両		
	6/8								60	藁10捆				
	6/11										3	窪杯10口 2 塙2口 45 滑海藻11斤4両		
	6/13				140 雇土工									
	6/19								80	檜皮8捆S 270 藁S	115	粉酒S		
	6/20										33	粉酒1斗1升S		
	6/26								400	檜皮40捆S				
	6/27					270	檜皮葺工S				15	滑海藻3斤S 4 塙2口S 653 塩8斗1升8合2夕S		
	7/1								170	藁34捆S				
	7/3										6	和炭7斗S 35 漆1合 57 墨縄料琴弦3条 58 糟1斗		
	7/7				60 桴工						30	菓子S 60 粉酒5升S		
	7/13				50 雇夫S						7	水葱19把 8 大豆8把 6 大角豆6把 10 瓜3果 6 茄子8果(8升)		
	7/16				20 遣使粮料S 50 坂田愛智郡租米遣使粮料S						10	墨壺料墨S		

表B 造寺料錢用帳

年	日付 月日	山作所		粮功			買材など		買雑物		その他	
		甲賀	田上		様工夫	駄賃						
	7/18						180	藁54捆S	77	粉酒7升S		
	7/20								43	粉酒4升S		
	7/21			1000	漕信楽殿B				70	粉酒5升S		
	7/22								2278	黒米3斛SB		
	7/23			100	桴工S		52	藁13捆S	12	墨4挺S		
	7/27								43	依縄23了S		
	8/8			4200	桴工B				100	藁30捆S		
	8/9			272	雇木工SB				73	依縄73了S		
	8/10			1048	雇正丁SB				113	酒S		
	8/19			220	雇小子SB				1680	白米4俵B		
	9/5			817	雇木工SB				1035	黒米3俵B		
	9/19			869	雇正丁SB				630	黒米1石5升2合B		
	10/6			224	雇小子SB				28	白米4升B		
	7/1/30			936	仕丁B				40	病人頓給S		
	8/10								907	白米1石2斗1升B	60	津神祭料B
	8/19								555	黒米1石B		
	8/19								408	黒米7斗4升4合S		
	9/5			20	雇画師S、可報自主典所				80	租布1丈S		
	9/19			6860	桴工功食SB				49	凡紙50張S		
	10/6			120	材領漕舎人食料SB				280	黒米5斗S		
	7/1/30			54	宇治雇夫功食SB							
	7/1/30			2385	漕主典私材功食SB							
	7/1/30			3320	漕東塔所材功食SB							
	7/1/30			30	愛智郡米領粮料S							
	7/1/30								84	黒米1斗2升		

Sは借用、Bは売価を示す

表C 造寺料錢用帳の借用内訳

月日	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
	仕丁等月 料薪直	經所仕丁功錢 經所仕丁為雇夫功 經所仕丁雇功 經所雇夫功 經所仕丁功 經所雇人功	經料白米売価 經所白米価 經所米売価 經米売 經所米売 經料米沽	白米5俵 売価	雑用	自主典宅 来木工功	穂積河内之錢 穂積河内進錢	銅工功	經所 米売直	奈良 雑用料
6/19	60檜皮	270藁			20檜皮		115粉酒			
6/20		33粉酒								
6/26								400檜皮		
6/27								270葺檜皮様工 15滑海藻 4塌		
7/1								170藁		
7/3							6和炭			
7/7		30菓子等 60粉酒								
7/13		50雇夫功								
7/16		20遣使道間粮 50坂田愛智郡等 租 米乞遣道間粮								
7/18					70粉酒					
7/20			2278黒米 12下品墨							
上の内訳			240	2050						
7/21		43俵縄	1000為漕信楽殿							
7/22		100藁 73俵縄			113酒					
7/23					100功 52藁					
7/27			1680白米 1035黒米 630黒米 28白米		40病臥木工頓給					
8/8			4200桴工功食 60津祭料							
8/9				272雇木工功 1048雇正丁功 220雇小子						
上の内訳		60	992		256	232				

表C 造寺料銭用帳の借用内訳

月日	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
	仕丁等月 料薪直	経所仕丁功銭 経所仕丁為雇夫功 経所仕丁雇功 経所雇夫功 経所仕丁功 経所雇人功	経料白米売価 経所白米価 経所米売価 経米売 経所米売 経料米沽	白米5俵 売価	雑用	自主典宅 来木工功	穂積河内之銭 穂積河内進銭	銅工功	経所 米売直	奈良 雑用料
8/9		817雇木工功 869雇正丁 224雇小子								
上の内訳		182	1728							
8/9			936雇役経所仕丁功							
8/10			408黒米		80租布 40凡紙					
8/19		280黒米								
9/5					20雇夫功料・可報自主典所 50買田上田直・可報自主典所					
9/19									6860桴工功食 60桴工等津神祭料 120材領漕舎人食料 54雇夫功食 2385漕主典私材功食 3320漕東塔所材功食 581借請	
上の内訳									4260	8000
10/6								30愛智郡米領道間粮		

\* 複数種類の物品等の購入代金と、それ流用財源の内訳とが異なる場合は、「上の内訳」欄に、財源ごとの内訳を記した。

表D 米売價錢用帳

月日	下錢		米			支出 その他	附	借給
	下錢	財源	白米	黒米	説明			
8/10	1600		米5斛					
8/12	2550		2石5斗1850	1石550	經師等并 仕丁食料	150鉄足釜1口		
	100							阿刀乙麻呂9/14 上納50文
8/15	820	560小豆2斛直 260大豆1斛直					橋守金弓	
8/16	2000		米買價				猪名部枚虫	
8/22	625		5斗325	5斗300	經師并仕丁 等常食料			
8/24	660		1斛660		經師等食料			
8/28	1700	1000米直 700糯米直	2斛5斗		常食料			
	16	糯米直						借用勝屋主
9/5	2000	1875大豆直 125糯米直	買米料				猪名部枚虫	
9/7	370		5斗		常食料			
	300	300糯米直		5斗				
9/9	350	50糯米直	5斗		常食料			
9/14	1800	小豆直		3斛	常食料			
9/16	437	50米直 387小豆直	6斗3升		常食料			
9/24	600	糯價内錢		1斛	仕丁等食料			
11/22	8	人々食物代				末醬・塩		
11/29	2000						1036葛木大夫所 964上馬甘布直 即借用別当	
11/30	947	知識之					勝屋主	
12/21	260					大般若經2卷		



表E 雜物收納帳

日付	支給元	錢 貫	食料以外	食料
12/28	奈良寺政所	30	鍬50口 鉄50挺 麻笥2口 大笥20合 折櫃5合 明櫃2合 杓2柄 木盤30枚 片杯10口 置5枚 折薦8枚 葛野蓆8枚	海藻100斤 滑海藻100斤 醬1斗 酢1斗 末醬3斗 酢滓5斗 菹9斗
1/16	上院	20		
1/20	上院	10		
1/26	奈良寺司			末醬3斗 酢滓7斗 菹1斛 酢1斗 醬1斗
2/1	愛智郡宝字5年料便折留奈良寺			庸米45斛3斗 菹1斛
2/26	奈良寺	20		黒米10斛

表F 田上山作所と甲賀山作所の錢貨収支

山作所の別	史料 番号	月日	受け取り		支 出																	残																				
			日付	請錢	功				雇車	紙	凡紙	鹿毛 筆	墨	幣帛	麻笥	小笥	塙	墨壺 緒	粉酒	米	黒米		塩	菰	槽	櫃	折櫃	釜	檜皮	海藻												
					雇工	工	様工	雇夫																																		
田上山作所	(1)	1/16~1/30		5000	721		1360	2204		5		4	2	4	12	9	6	30	360																					283		
	(2)	2/1~2/30	2/2	3000																																						
			2/18	3000																																						
			2/28	2000																																						
	(3)	3/1~3/25	3/2	2000		3196			5980			20																														1087
			3/9	4000																																						
			3/20	2000																																						
	(4)	3/25~5/18	3/24	5000	3587			8252			20																															248
			3/30	3000																																						
			4/15	2000																																						
5/2			5000																																							
(5)	12/22~1/14	12/19	6000自莊請																																							
		1/1	9000自莊請	865	255			610			10																															
(6)	3/13~4/25	3/13	4000自石山 寺政所請																																							
		3/23	4000				2557	2772	1255		12								160	990			60																	40	536	

表G 雑材并桧皮和炭納帳における「買」注記のある品目

月日	楳樽		檜皮		和炭	
	材数	注記	困数	注記	量	注記
1/15	296	高嶋買				
	273	高嶋山買				
2/5	205	伊賀山買				
			55	三雲山買		
2/9			6	田上山作所		
2/11			5	田上山作所		
2/19			28.5	田上山作所		
2/20			23	田上山作所		
2/21			42	田上山作所		
2/22			63	田上山作所		
2/23			60	田上山作所		
2/24			47	田上山作所		
2/25			27	田上山作所		
2/26			28	田上山作所		
2/27			3	田上山作所		
2/28			22	田上山作所		
2/29			32	田上山作所		
2/30			2	田上山作所		
3/1			9	田上山作所		
3/6	250	高嶋山買				
3/9					29斛4斗	焼炭
3/10			12	買		
			2	田上山作所		
3/16			3	田上山作所		
			5	様		
3/17					1斛6斗	額田部馬麻呂焼進
3/18					1斛2斗	額田部馬麻呂焼進
3/19			2	田上山作所	1斛5斗	額田部馬麻呂焼進
3/21			83	様		
3/22			36	田上山作所		
3/23			23	田上山作所		
3/24			36	田上大石山様		
			5	買		
3/25			30	大石山様		
3/26			12	田上山作所		
			66	大石山様		
3/27			23	田上山作所		
3/28			4	田上山作所		
3/30			3	田上山作所		
			36	大石山様		
4/1			8	田上山作所		
4/2	84	勝屋主所	18	田上山作所	1斛1斗	額田部馬麻呂進
			48	大石山様		
4/4			3	田上山作所		
4/6					1斛4斗	額田部馬麻呂焼進
4/7			24	田上山作所		
4/8			37	田上山作所		
4/9					1斛4斗	額田部馬麻呂進
4/10			21	田上山作所	1斛4斗5升	額田部馬麻呂焼進
4/11			95	秦足人買、船、一所遣		
4/12					1斛	額田部馬麻呂焼進
4/17					2斛8斗	額田部馬麻呂焼進
4/19			12	田上山作所	2斛3斗	額田部馬麻呂焼進
			66	大石山様	1斛4斗	額田部馬麻呂進
4/22					1斛5斗	額田部馬麻呂焼進
4/23			27	買秦足人、一所遣	1斛3斗	額田部馬麻呂焼進
			26	田上山作所		
4/24			103	自大石山秦足人買、一所遣		
4/25			100	自大石山秦足人買、一所遣、船	1斛6斗	額田部馬麻呂焼進
4/26			6	田上山作所		
4/28			88	自大石山秦足人買、一所遣		
				「惣秦足人買進檜皮414困 右、自大石山買進上、日毎納 抜出一所、収納如件、但依繼 納除勾之」		
5/12			11.5	田上山作所		
5/23	694	高嶋勝屋主				
6/6					1斛	箭作真足焼進
6/7					1斛5斗	箭作真足焼進
6/9					1斛4斗	箭作真足焼進
6/12					1斛6斗	箭作真足焼進
6/20			8	買		
7/3					4斗	買
7/11					1斛6斗	仕丁令焼
7/13					4斛8斗	令焼仕丁広嶋
7/22					1斛5斗	

表H 日本古代銭貨の国別出土枚数

国名	無文銀銭	富本銭	和同開珎銀銭	和同開珎銅銭	開基勝宝	太平元宝	萬年通宝	神功開宝	隆平永宝	富壽神宝	承和昌宝	長年大宝	饒益神宝	貞觀永宝	寛平大宝	延喜通宝	乾元大宝	不明	合計
大和	6	73	24	1,943	32		319	922	362	151	98	99	42	53	102	80	12	258	4,576
山城	1			225			105	269	68	314	132	92	23	61	368	198	132	48	2,036
摂津	100	1		98			29	46	57	2	7	64	3	2	6	50	238	29	732
河内	1	2		195			30	53	38	72	12	3	3	1	34	31	16	7	498
和泉				531			3	3	4	3				6	2				552
伊賀				2			1	1	1		7								12
伊勢				41			27	130	5			4		1		13		17	238
志摩			2	12			1	1	19	4						1			40
尾張										3							16		19
河三				7				1				2							10
遠江				22			4		2	2									30
駿河				4			1	4	3			1			1	3			17
伊豆				1															1
甲斐				1			2	6	2					2			1		14
相模				2			1	4	6	8	3	3	6	2			1		36
武蔵				24			6	4	14	20	6	2	1	2	1	1			81
安房								1											1
上総				3			4	3	1		1	1							13
下常陸				9			7	8	12	9		2		1	1				49
近江				4				2	1	2	2	2	2			1			16
美濃	16		1	517			155	576	266	42	258	23	11	138	16	74	122	40	2,255
飛騨			2	23															25
信濃				1															1
上野		2	1	20			8	12	12	13	3	1	2	3	1	8		9	95
下野				14			3	4	3	11	1	1	1	1	2	2		2	45
陸奥				33			1	1	1		1	1		1	1	59	10		74
出羽			1	9			5	3	3	2				1	1				46
北海道				9			1	4	2	2	6	1		1		1			19
若狭				1			4	4				1							10
越前				22			5	30	17	7									81
加賀			2	743			45	78	25	13						3		71	980
能登				49			6	14	33	3	1		1				1		108
越中				2			1	6	2					1				13	25
越後				33			1	7	2	3	1					1			48
佐渡				1						2	2					2			5
丹波				1			5		1		3	4				2	1	5	21
丹馬				9			1			2				1					5
因幡				3			3	12		2						6		3	35
伯耆				2														1	4
出雲			1	2												2			5
石見											1								1
隠岐																			
播磨				24			1		17	1						1		27	71
美作								1	1	1	1								4
備前				10				1											11
備中				51			8	25	15	7	1		7	3		16	1	18	152
備後									1							1	1		3
安芸								1								1			2
周防				14								4				2		10	69
長門				13				2	2		1			1					19
紀伊				55			5	21	1	2		3						18	105
淡路			1	2					1	1									5
阿波							3	2		1					1	22	1	13	43
讃岐				5			3	9	43	2	5	2		1		1		1	72
伊予				27			1	1		1	50			7					87
土佐							1	1		11						1			14
筑前				27			12	41	15	13	5	1		1		7	15	124	261
筑後				1						10									11
豊前				1				1								1		1	4
豊後																			
肥前								1											1
肥後				2				2	7	5	4	2						5	27
日向								1									10		11
大隅							1												1
薩摩																			
壹岐																			
対馬																			
合計	124	78	35	4,848	32		819	2,318	1,068	753	607	318	102	290	537	593	614	721	13,857

\* 出土銭貨研究会による出土例の集積を鈴木公雄氏が入力したデータをもとに作成した。